

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定)について

(諮問第1205号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	8
3	申請概要	9
4	審査結果	20

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成20年3月27日

情報通信審議会電気通信事業部会  
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会  
主 査 東 海 幹 夫

## 報 告 書

平成20年2月28日付け諮問第1205号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案への意見及びそれに対する考え方  
(長期増分費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方
意見1 今回の平成20年度の接続料の申請については、接続料規則の一部改正を反映したものであり適切なものと理解。	考え方1
○ 今回のNTT東・西による平成20年度の接続料の申請については、先般の接続料規則の改正を反映し、適切に行われたものと理解しています。  (KDDI)	—
意見2 今回のき線点RT-GC間伝送路費用の接続料原価への算入は暫定措置であることから、ユニバーサルサービス制度の見直しとともに、NTSコストの在り方等の見直しを早期に検討すべき。	考え方2
○ き線点RT-GC間伝送路費用の接続料への再算入は、ユニバーサルサービス制度の利用者負担の抑制を図る観点から、やむを得ず「当分の間」行われているものであると理解しています。NTSコストを基本料の費用範囲の中で回収するという原則は変わっていないため、ユニバーサルサービス制度の見直しに合わせ、接続料算定の在り方についても再検討すべきと考えます。  (KDDI)	○ 情報通信審議会答申(平成19年9月20日情審通第105号。以下「平成19年答申」という。)に示したとおり、き線点RT-GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、あくまでも当分の間の措置として行うものであるが、この取扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものである。 このため、「新競争促進プログラム2010」(平成18年9月策定・平成19年10月改定)では、IP化に対応したユニバーサルサービス制度の見直しについて、平成20年4月を目途に情報通信審議会に諮問し同年中に一定の結論を得ることとされているが、その際、利用者負担の抑制や接続料の水準等に配慮しつつ、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当である。
○ 本来 NTS コストは全て基本料原価として回収すべきものであり、今回き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入することは暫定措置となります。このことは、平成19年9月20日付情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(以下、「接続料算定に係る答申」という。)において「き線点 RT-GC 間伝送路費用は、あくまでも当分の間の措置として、従量制接続料の原価に算入」とされていることから明らかです。このため、弊社共は、ユニバーサルサービスの在り方、基本料の在り方等を含め、NTSコストの在り方に係る見直しの検討を早期に実施すべきであると考えます。  以下に、接続料算定に係る答申案に対する弊社共意見の関係部分を再掲します。	

#### 【NTT 東西における効率化の検証】

平成 16 年 10 月 19 日付け情報通信審議会答申※において、NTS コストの回収は基本料の費用範囲の中で行うことが適当とされたことを受け、NTT 東西は同コストの基本料収入による回収を可能とすべく、経営効率化を進めてきているものと考えます。今回、接続料による NTS コストの回収を実施する前に、まずは NTT 東西における経営効率化の状況を具体的に検証し、実績費用の方が LRIC における費用よりも少ない現状等を踏まえ、まずは NTT 東西の内部における吸収可能性を再度追求した上で、接続料による回収の必要性を判断すべきであると考えます。

※「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方について」：

[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019\\_7-1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/041019_7-1.pdf)

#### 【暫定的措置であることの明確化】

上述のとおり、そもそも NTS コストは基本料対応費用であり、接続料原価に含めるべきものではないと明確に整理されたものであることから、仮に接続料においてユニバーサルサービス費用の一部をまかなうことが必要とされた場合でも、今回の制度変更はあくまでも暫定的な措置であることを明確化すべきであると考えます。

また、本答申(案)において「平成 20 年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点 RT-GC 間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当」とされていますが、この検討にあたっては、当然ながら、き線点 RT-GC 間伝送路費用を含む NTS コストは基本料対応費用であることを前提として議論が行われるべきであると考えます。

#### 【接続料とは別体系としての整理】

仮に本答申(案)に沿い NTS コストの一部が接続料原価に移行されたとしても、移行に伴うレートベースの増加により NTT 東西の得る報酬額が上昇することは適切でないと考えます。本来基本料対応費用でありながらも、ユニバーサルサービス費用の一部を補うべく接続料から回収するとされる部分に関しては、その他の接続料原価と同様に扱うのではなく、接続料とは別の体系で必要額のみ回収する整理とすべきであると考えます。

また、今回接続料原価に算入する「実際のネットワークにおける RT 設置局である局舎のき線点 RT-GC 間伝送路費用」については、今回のユニバーサルサービス制度見直しに伴う NTT 東西への補てん額の縮小に対応した費用という趣旨から、ユニバーサルサービスにおいて補てん対象である局舎の費用に限定すべきと考えます。

<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見3 き線点RT-GC間伝送路費用に係るNTSコストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担することとなるため、き線点RTにおける接続によるDSLサービスの提供を可能とすべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ き線点 RT-GC 間伝送路費用に係る NTS コストを接続料原価に算入するのであれば、接続事業者も当該伝送路費用を負担していることから、き線点 RT における接続を可能とすべきです。具体的には、き線点 RT-GC 間伝送路がある場合には、き線点 RT まで光ファイバ化が行われていることから、き線点 RT (RT ボックス)において接続事業者のコロケーションを実施することを可能とし、これを起点として DSL サービスを提供することを可能とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 今回の措置は、ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法を見直すことにより、実質的には当該制度の補てん対象外となる費用をNTT東西の利用部門を含む接続事業者で公平に負担しようとするものであり、また、今回、従量制接続料原価に算入するき線点RT-GC間伝送路費用は、従前から接続料原価に算入されていたものであることにかんがみれば、指摘の点は、今回の措置とは直接関連はない。</p> <p>なお、当該接続形態については、接続事業者において具体的な要望内容を明らかにした上で、まずはNTT東西と協議することが適当と考えられる。</p>
<p>意見4 今回のGC接続料水準は、平成19年9月20日付け情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」に示された平成20年度のGC接続料水準の推定値を超えたものとなっていることから、その詳細な要因及び主要なコストドライバについて明らかにすべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 接続料算定に係る答申において、平成20年度以降の接続料水準の推定値が示されていますが、平成20年度における推定値は4.3-4.5円(GC接続 円/3分)となっており、今回の認可申請値(GC接続 4.53円/3分)はこれを上回る水準となっています。この上限値(GC接続 4.5円/3分)は保守的な予測に基づく推定値であったものと考えますが、それにも係らず、接続料水準が、接続料算定に係る答申時の推定値を超えたものとなることは、接続事業者の事業運営における予見性上問題があるため、弊社共は、今回の認可申請値が接続料算定に係る答申時の推定値を越えることとなった詳細な要因及び主要なコストドライバを、認可に先立ち明らかにすべきと考えます。このことは、次年度以降の接続料算定時にさらに推定値との乖離が拡大する懸念を払拭するためにも必要な措置であると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 平成19年答申において、平成20年度におけるGC接続料の推計値として4.3~4.5円(3分当たり)を示したところであるが、今回申請のGC接続料の4.53円は当該推計値の上限値に近接しているところである。これは、平成19年答申の推計においては、通信量の減少について平成18年度下期+平成19年度上期の予測通信量を基に、年15%を上限として試算していたのに対して、今回申請のGC接続料では、当該予測通信量からの減少率が、予測を若干超える年15.6%の割合で減少したことが主因と考えられ、僅少の差異は生じているところではあるが、推計の範囲内の水準であると考えられる。</p>
<p>意見5 今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数が過去の実績に基づく撤去法により推計されているが、光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、その経済的耐用年数は更に長期間になると考えられるため、次回の接続料算定時に用いる入力値の見直しに向け、現時点からデータ収集や推計方法に係る検討を開始</p>	<p>考え方5</p>

<p>すべき。</p>	
<p>○ 今回の認可申請では、光ファイバの経済的耐用年数は過去の実績に基づく撤去法により推計されていますが、現在使用されている光ファイバの技術進展による耐用年数の長期化等を反映することにより、光ファイバの経済的耐用年数はさらに長期間となると考えます。</p> <p>今回の認可申請に用いた入力値を定めた平成20年1月29日付情報通信審議会答申「接続料規則等の一部改正について」(以下、「接続料規則改正に係る答申」という。)の答申時の審議会の考え方においては、「光ファイバの経済的耐用年数の推計方法については、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ検討することが適当である。」とされているところであり、弊社共は、次回の接続料算定時に用いる入力値の見直しに向けて、現時点からデータ収集や推計方法に係る検討を開始すべきと考えます。</p> <p>以下に、接続料規則改正に係る答申案に対する弊社共意見書の関連部分を再掲します。</p>	<p>○ 「新競争促進プログラム2010」に示されているとおり、新モデル適用期間後における接続料の算定方法の見直しについては、平成21年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得ることとされているが、光ファイバ経済的耐用年数についても、情報通信審議会答申(平成20年1月29日情審通第22号)に示したとおり、今後の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、必要に応じ、検討を行うことが適当である。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>光ファイバに適用される経済的耐用年数については、過去の撤去実績を踏まえ撤去法により推計されているところですが、以下の点を考慮すると、過去の撤去実績のみで算定することは適切でないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 光ファイバ・光ケーブル・加入者引込線の技術は現在ほど成熟していなかったと考えられること</li> <li>- 光ファイバの主流がマルチモード光ファイバからシングルモード光ファイバへと移行し、再敷設が発生したと考えられること</li> <li>- 実績として参照されているメタルケーブルは以下のような NTT 東西の事業推進上の理由により、本来の寿命を全うすることなく廃用されたため、当該理由により寿命短縮となったメタルケーブルの実績値等を、光ケーブル寿命の算定の根拠となる参照数値から除外する必要があること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ πシステムによる光化エリアの構築</li> <li>・ 現在もコスト回収の議論が尽きない NTS コストを発生させた都市部のビルの RT 化やルーラルエリアにおける ISDN 化の進展</li> <li>・ き線点 RT 化の推進のためのメタルケーブル廃用 等</li> </ul> (なお、上記により ADSL の提供が困難となり、利用者利便を損ねる結果になっていることから、メタルケーブルの廃用が妥当だったとは言えないと考えます。)</li> </ul> <p>具体的には、光ファイバの経済的耐用年数の推計においては、直近の光ファイバの撤去実績を利用し、撤去されていない稼働中の光ファイバについては撤去までの期間が過去の実績と比較して長くなると想定して算定する等、光ファイバ関連技術の進展による耐用年数の長期化を加味した上で推計を行うべきであると考えます。</p> </div>	

<p>陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数は対腐食性や今後の光ファイバサービスの進展を考えれば30年以上が適当だと考えます。架空メタルケーブルの経済的耐用年数が23.7年となっているのに対し、陸上架空光ケーブルの経済的耐用年数がそれよりも短い15.1年となっているのは不適切であり、少なくとも現行パラメータである20.3年もしくは架空メタルケーブルと同じ23.7年以上であるべきと考えます。</p>	
<p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>意見6 NTT東西の均一料金の維持は、ヤードスティック競争の導入により、NTT東西間の競争を進展させることを目的としたNTT再編成の趣旨に根本的に反するものであり、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討することが適当。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 現行の接続料規則においてNTT東・西の均一料金が維持されていることは、ヤードスティック競争の導入により、NTT東・西間の競争を進展させることを目的としたNTT再編成の趣旨に根本的に反するものです。2010年にNTTの組織問題を扱うことを見据え、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で検討することが適当です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 平成19年答申に示したとおり、東西別接続料を設定することについては、固定電話の通話料金の地域格差につながる可能性があり十分な社会的コンセンサスを得ることは困難と考えられること、また、西日本を営業区域とする電気通信事業者に対する通話料金の値上げ圧力が比較的大きいこと等を勘案すれば、東西均一接続料を採用することが適当である。</p> <p>しかし、接続料規則における接続料原価算定の原則やNTT東西を別々の地域会社として設立した経緯からすれば、本来、東西別に接続料を設定することが適当であることから、今後、接続料の算定方法を見直し、NTT西日本が実際に行う効率化が接続料に十分反映されるようになる場合には、指摘のとおり、社会的コンセンサスの状況にも配慮しつつ、東西別の接続料設定を行う方向で、改めて検討することが適当である。</p>
<p>意見7 PSTNを取り巻く環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料の在り方について早期に議論を開始すべきであり、その際、PSTN接続料に関連する様々な問題とあわせて全体的な議論を行うことが必要。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 平成20年度においては、PSTNから携帯電話や0AB-J IP電話への移行の進展が見込まれる他、ユニバーサルサービスの見直しを実施される等、PSTNを取り巻く環境が大きく変化することが想定されます。</p> <p>従って、このような環境変化が予想されることを踏まえ、次期接続料の在り方について早期に議論を開始すべきと考えます。</p> <p>なお、この次期接続料の在り方の見直しを行う際には、基本料の在り方、ユニバーサルサービスの在り方、接続料における東西格差及び近々に指定電気通信設備の指定を受け接</p>	<p>○ 「新競争促進プログラム2010」に示されているとおり、新モデル適用期間後における接続料の算定方法の見直しについては、平成21年度中に、当該見直しに向けて想定される接続料算定方式について改めて検討を行い、一定の結論を得ることとされており、その際、ユニバーサルサービス制度の在り方との整合性に留意することはもとより、IP化の進展状況等の電気通信市場の環境変化を踏まえ、多面的に検討することが適当で</p>

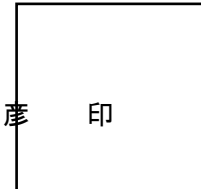
<p>続約款に規定されるひかり電話に係る接続料等、PSTN 接続料に関連する様々な問題を併せ、全体的な議論を行うことが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>ある。</p>
---	------------



情 審 通 第 ※ ※ 号  
平成 2 0 年 3 月 2 7 日

総 務 大 臣  
増 田 寛 也 殿

情 報 通 信 審 議 会  
会 長 庄 山 悦 彦



答 申 書 (案)

平成 2 0 年 2 月 2 8 日 付 け 諮 問 第 1 2 0 5 号 を も っ て 諮 問 さ れ た 事 案 に つ い て 、 審 議 の 結 果 、  
下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 高部 豊彦  
西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 森下 俊三  
(以下「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成20年2月25日(月)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成20年4月1日(火)から実施。

## 4. 概要

接続料規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第9号)及び接続料規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成20年総務省令第10号)が、平成20年2月8日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東西の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成20年度以降の接続料算定のため改修した新モデル(以下「第4次モデル」という。)を用いて算定された平成20年度の接続料を規定する等の変更を行うものである。

あわせて、接続料規則等の一部改正に関する情報通信審議会答申(平成20年1月29日情審通第22号。以下「1月答申」という。)を踏まえ、PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料の算定について、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように、当該機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置を行うものである。

## 5. 長期増分費用(LRIC)方式に基づく平成20年度接続料の算定

PHS基地局回線機能、加入者交換機能、中継交換機能、中継伝送共用機能、中継伝送専用機能等に係る接続料について、第4次モデルを用いて平成20年度の接続料を算定(具体的な改定額は「II 接続料の改定額」を参照)。

	平成20年度接続料(3分当たり)	平成19年度接続料(3分当たり)
GC接続	4.53円 (▲0.16円) (NTSコスト控除前:7.61円)	4.69円 (NTSコスト控除前:6.94円)
IC接続	6.41円 (▲0.14円) (NTSコスト控除前:9.49円)	6.55円 (NTSコスト控除前:8.80円)

## 【参考】算定根拠

### (1) 通信量の予測

平成19年度下期+平成20年度上期の予測通信量については、以下の式により算定。

「平成19年度下期+平成20年度上期」予測通信量

=「平成18年度下期+平成19年度上期」実績通信量×(1+対前年同期予測増減率)

※ 対前年同期予測増減率は、①平成19年10月～平成20年1月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成20年2月～9月の対前年同期予測増減率(平成19年4月～平成20年1月の対前年同期増減率と同じ)を、平成18年10月～平成19年1月及び平成19年2月～9月の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位:百万回、百万時間)

		H18下+H19上実績 (括弧内はH17下+H18上実績)			H19下+H20上予測 (括弧内はH18下+H19上予測)			対H18下+H19上実績増減率 (括弧内は対H17下+H18上実績増減率)		
			東日本	西日本		東日本	西日本		東日本	西日本
MA内	回数	14,101 (18,080)	7,108 (9,041)	6,993 (9,039)	10,713 (14,472)	5,443 (7,277)	5,269 (7,195)	▲24.0% (▲20.0%)	▲23.4% (▲19.5%)	▲24.7% (▲20.4%)
	時間	495 (637)	248 (318)	246 (320)	367 (518)	185 (259)	181 (259)	▲25.9% (▲18.7%)	▲25.3% (▲18.4%)	▲26.4% (▲18.9%)
MA間ZA内	回数	6,192 (7,754)	2,739 (3,391)	3,453 (4,363)	4,826 (6,401)	2,162 (2,821)	2,664 (3,580)	▲22.1% (▲17.5%)	▲21.0% (▲16.8%)	▲22.9% (▲18.0%)
	時間	227 (292)	101 (128)	126 (164)	170 (239)	76 (106)	94 (133)	▲25.2% (▲18.2%)	▲24.8% (▲17.4%)	▲25.5% (▲18.7%)
GC接続	回数	46,085 (49,983)	24,579 (27,289)	21,505 (22,694)	40,676 (47,622)	20,787 (25,515)	19,889 (22,107)	▲11.7% (▲4.7%)	▲15.4% (▲6.5%)	▲7.5% (▲2.6%)
	時間	1,537 (1,717)	849 (972)	689 (745)	1,325 (1,567)	702 (867)	624 (700)	▲13.8% (▲8.7%)	▲17.3% (▲10.8%)	▲9.4% (▲6.1%)
IC接続	回数	33,592 (37,517)	15,920 (17,765)	17,672 (19,753)	31,517 (33,246)	15,540 (15,545)	15,977 (17,701)	▲6.2% (▲11.4%)	▲2.4% (▲12.5%)	▲9.6% (▲10.4%)
	時間	1,183 (1,339)	570 (645)	613 (694)	1,114 (1,170)	556 (559)	558 (611)	▲5.8% (▲12.6%)	▲2.5% (▲13.4%)	▲8.9% (▲11.9%)

## **(2)NTSコスト及びき線点RT－GC間伝送路コストの加算**

- ① ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定において、利用者負担の抑制を図る観点から、平成19年度からの当分の間の措置として、回線当たり費用が「全国平均＋標準偏差の2倍」を超える額に補てん対象を変更することに伴い、NTSコストのうち、高コスト地域の補てん対象額の大部分を占めるき線点RT－GC間伝送路費用(以下「き線点RT－GC間伝送路費用」という。)相当額が実質的には補てん対象外となる。
  
- ② この結果、NTT東西のみが、き線点RT－GC間伝送路費用を負担することとなるため、情報通信審議会答申「平成20年度以降の接続料算定の在り方について」(平成19年9月20日情審通第105号)において、NTT東西の利用部門を含む各接続事業者が公平に負担する観点から、当分の間、当該費用を従量制接続料の原価の一部に算入することが適当とする考え方が示された。
  
- ③ 同答申において示された次の点を踏まえ、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正を行い、平成20年度の接続料算定に際しては、NTSコストのうち、き線点RT－GC間伝送路費用の5分の2を、き線点RT－GC間伝送路費用以外の費用の5分の1を加入者交換機能の接続料原価に加算することとするものである。
  - 1) 接続料原価に算入するき線点RT－GC間伝送路費用について、実態に則した必要最小限のものに限定するため、第4次モデルで算定された収容局別の当該伝送路コストのうち、実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎の当該伝送路コストに限ること
  
  - 2) 激変緩和措置として、これまで毎年度20%ずつ段階的に接続料原価からNTSコストを控除してきたことを踏まえ、き線点RT－GC間伝送路費用の従量制接続料原価への算入は、平成20年度以降、毎年度20%ずつ段階的に行うこと
  
  - 3) き線点RT－GC間伝送路費用以外のNTSコストの扱い(平成17年度から5年間で従量制接続料原価から段階的に控除)は、従前どおりの扱いとすること

## ■平成20年度の加入者交換機能に係る接続料原価

(単位:百万円)

加入者 交換機 能に係 る接続 料原価	NTSコスト控除前				NTS コスト 控除後	NTSコスト加算額			NTS コスト 加算後
	525,165	NTSコスト				66,642	③	④	
		266,211	①	②					
		FRT-GC 間伝送路 コスト	①以外の NTS コスト	199,214		FRT-GC間 伝送路コスト (2/5 加算)	③以外の NTSコスト (1/5 加算)	39,843	325,596
		66,997				26,799			

(注) FRT-GC間伝送路コストは、き線点RT-GC間伝送路費用を示す。

### 6. PHS基地局回線機能の接続料原価に対するNTSコストの加算及びき線点RT-GC間伝送路費用の控除

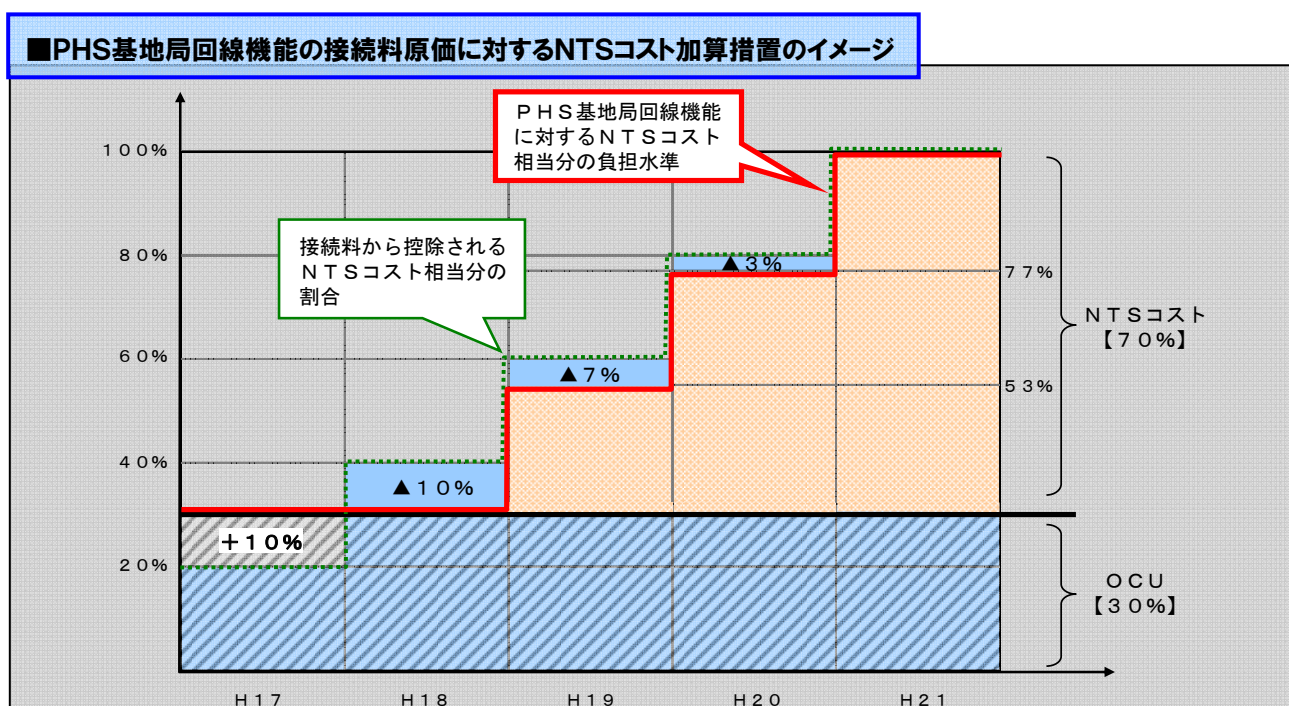
#### (1) NTSコストの加算措置

- ① PHS基地局回線機能の接続料は、基本料同様、加入者回線等に係る費用を原価として算定されていることから、本来、NTSコストのうちPHS基地局回線機能に係るものについては、当該機能の接続料原価に加算されるべきものである。
- ② しかしながら、情報通信審議会答申「平成17年度以降の接続料算定の在り方について」(平成16年10月19日情審通第104号の2)において、「PHS事業者の支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることになるため、PHS事業者が加入者ポート等に相当する設備(OCU)について平成16年度から既に個別負担していることを考慮して、PHS基地局回線に関しては、初めの数年間は追加的なNTSコストが算入されないよう配慮がなされるべきである」との考え方が示された。
- ③ このため、平成17年度及び平成18年度は、PHS基地局回線機能の接続料原価にNTSコストを加算しなかったが、平成19年度からは、NTSコストを段階的に加算することとした。

これは、PHS基地局回線機能の接続料原価には、第3次モデルによる接続料算定方式の導入時(平成17年度)から加入者ポート(SLIC)に相当する設備(OCU)の費用が加算されていたと考えることができることを踏まえ、従前どおり平成17年度から段階的にNTSコスト相当分を加算する場合と、当初加入者ポートに相当する設備(OCU)のみ加算し、平成19年度よりNTSコストを段階的に加算する場合の負担総額を比較すると、両者は概ね等しくなることを理由としたものである(下図参照)。

④ ただし、平成19年度における加算措置については、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第3条ただし書に規定する総務大臣の許可(特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可)により、同様の措置を実施している。

⑤ 以上により、平成20年度におけるPHS基地局回線機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置については、当該措置に係る透明性の確保を図るとともに、加入者交換機能・公衆電話機能の接続料原価へのNTSコストの加算措置が既に接続料規則に規定されていることとの平仄を取るため、接続料規則の一部を改正する省令の一部改正により規定整備し、平成20年度の接続料算定に際しては、同規則に従い、残余のNTSコストをPHS基地局回線機能の接続料原価に加算することとするものである。



**(2)PHS基地局回線機能及び公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置**

**1)PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置 (接続料規則第3条に規定する特別許可に基づき接続料を設定するもの)**

① 上記(1)のNTSコストの加算を行う一方、1月答申において、「今回の接続料規則等の一部改正では、き線点RT-GC間伝送路費用について加入者交換機能の接続料原価への段階的な算入を可能とする一方、当該費用を公衆電話機能及びPHS基地局回線機能の接続料原価にも引き続き算入することを可能としていることから、公衆電話機能等を利用する接続事業者は、本来接続料原価から控除されるべきき線点RT-GC間伝送路費用を含んで算定された接続料を支払うことが必要となるおそれがある」との考え方が示された。

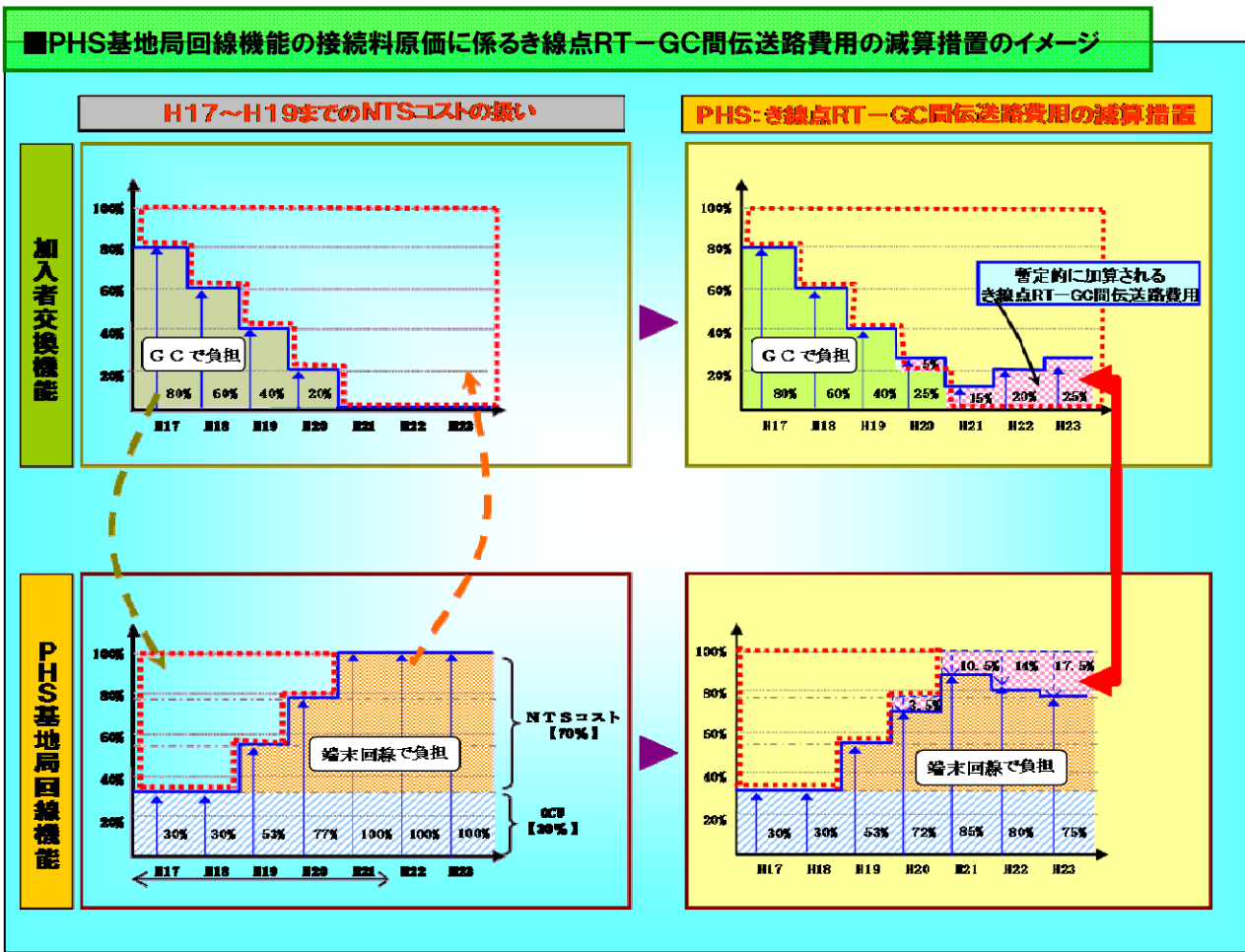


- ② このため、同答申を踏まえ、NTT東西に対して、次の要請(「接続料規則等の一部改正に関して講ずべき措置について」(平成20年1月31日総基料第17号))を実施。

ア PHS基地局回線機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについて、本機能の接続料の改定に際しては、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の申請を行うこと

イ 公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の扱いについて、適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがないように算定の上、本機能の接続料の改定に係る接続約款の変更の認可の補正申請を速やかに行うこと

- ③ 同要請を踏まえ、NTT東西から、PHS基地局回線機能に係るものについては、接続料規則の規定によらない算定方法として、同規則第3条ただし書に規定する総務大臣の許可(特別な理由がある場合に同規則の規定によらない算定を行うための許可)を求める申請がなされた。これは、上記5(2)に示したとおり、加入者交換機能の接続料原価にき線点RT-GC間伝送路費用のうち5分の1を算入するため、平成20年度のPHS基地局回線機能に係る接続料算定に際し、これと同額(本機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用のうち5分の1)を減算措置することにより、「適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがない」ことを確保するものである。



## 2)PHS基地局回線機能の接続料の算定

以上を整理すると、加入者交換機能の接続料原価から除外したNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用については、その3分の2の額から5分の1を減算したもの(15分の7)を加算し、それ以外については、その3分の2をPHS基地局回線機能の接続料に加算して算出。

### ■PHS 基地局回線機能の接続料

(単位:回線・月)

区分	平成20年度接続料		平成19年度接続料	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
PHS基地局回線機能	1,669 円	1,680 円	1,656 円	1,658 円
うちNTSコスト見合い	203 円	194 円	109 円	105 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	26 円	22 円	—	—

(注1) 保守の区別がタイプ1-1(平日昼間帯故障修理)のもの。

(注2) 減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合いは、減算するき線点RT-GC間伝送路費用見合い(5分の1)を示す。

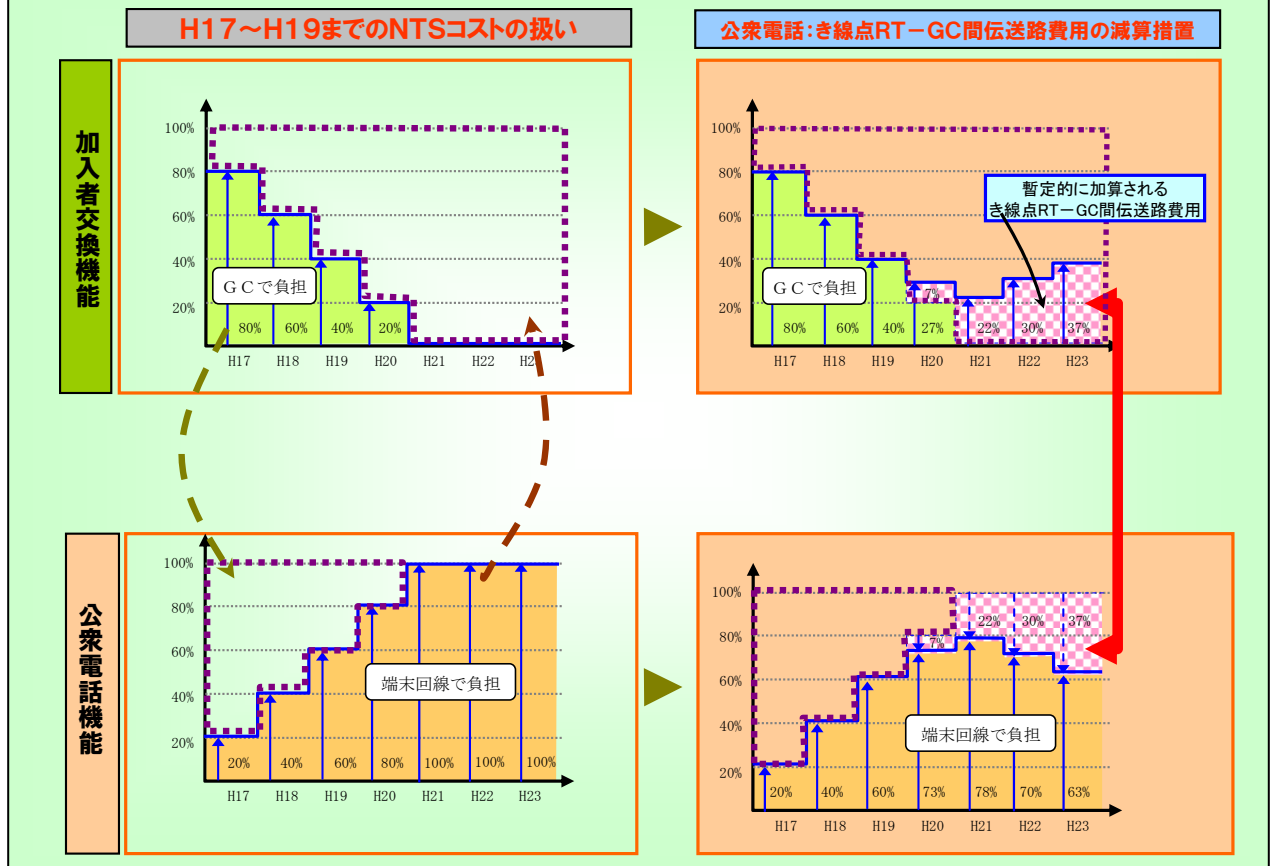
## 3)公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置(実際費用方式に基づく平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可の補正申請)

① PHS基地局回線機能の扱いと同様に、公衆電話機能の接続料原価については、平成17年度から段階的にNTSコストの加算を行う一方、上記1)②の要請を踏まえ、NTT東西から、接続料規則第3条ただし書に規定する総務大臣の特別許可を求める申請がなされた。これは、加入者交換機能の接続料原価にき線点RT-GC間伝送路費用のうちの5分の1を算入するため、平成20年度の公衆電話機能に係る接続料算定に際し、これと同額(本機能に係るき線点RT-GC間伝送路費用のうちの5分の1)を減算措置することにより、「適正額を超えるき線点RT-GC間伝送路費用を算入することがない」ことを確保するものである。

② また、本減算措置により平成20年度の公衆電話機能の接続料を変更するため、NTT東西から、実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度の接続料等の改定に係る接続約款の変更の認可申請(平成20年1月15日付け諮問第1199号で情報通信審議会に諮問)のうち、平成20年度の公衆電話機能の接続料について、接続約款の変更認可の補正申請がなされている。



■ 公衆電話機能の接続料原価に係るき線点RT-GC間伝送路費用の減算措置のイメージ(NTT東日本の)



4) 補正後の公衆電話機能の接続料の算定

以上を整理すると、加入者交換機能の接続料原価から除外したNTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用については、その5分の4の額から5分の1を減算したものの(5分の3)を加算し、それ以外のものについては、その5分の4を公衆電話機能の接続料に加算して算出。

■ 公衆電話機能の接続料

(単位:3分当たり)

区分	補正後平成20年度接続料		補正前平成20年度接続料		平成19年度接続料	
	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本	NTT 東日本	NTT 西日本
公衆電話発信機能	100.03 円	89.24 円	100.42 円	89.71 円	99.29	88.40 円
うちNTSコスト見合い	4.21 円	4.79 円	4.61 円	5.26 円	3.47	3.94 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	0.40 円	0.47 円	—	—	—	—
デジタル公衆電話発信機能	71.14 円	78.19 円	71.32 円	78.44 円	71.05	78.07 円
うちNTSコスト見合い	0.95 円	1.28 円	1.13 円	1.53 円	0.86	1.15 円
減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合い	0.18 円	0.25 円	—	—	—	—

(注) 減算措置対象のFRT-GC間伝送路コスト見合いは、減算するき線点RT-GC間伝送路費用見合い(5分の1)を示す。

## II 接続料の改定額

### ■LRICに基づく平成20年度接続料の改定額

区分		単位	平成 20 年度接続料	平成 19 年度接続料
1 PHS基地局回線機能	タイプ 1-1 のもの	1 回線ごとに月額	東1,669円、西1,680円	東1,656円、西1,658円
	タイプ 1-2 のもの		東1,669円、西1,680円	東1,687円、西1,689円
2 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.67267 円	0.66351 円
		1 秒ごとに	0.021450 円	0.022390 円
3 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	29,947 円	30,153 円
4 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0026266 円	0.0026934 円
5 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.22090 円	0.24611 円
		1 秒ごとに	0.012360 円	0.011655 円
6 中継交換機能		1 通信ごとに	0.22090 円	0.24611 円
		1 秒ごとに	0.00082969 円	0.00089165 円
7 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	3,684 円	4,167 円
8 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00032369 円	0.00037266 円
9 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0054415 円	0.0050092 円
10 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	17,837 円	17,668 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	17,416 円	17,272 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	197,076 円	203,346 円
		672 回線相当月額	196,655 円	202,950 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	590,386 円	609,247 円
		2,016 回線相当月額	589,965 円	608,851 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	36,663 円	36,585 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	36,241 円	36,189 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	409,647 円	425,619 円
		672 回線相当月額	409,225 円	425,223 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	1,228,097 円	1,276,065 円
		2,016 回線相当月額	1,227,676 円	1,275,669 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	41,981 円	42,319 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	41,559 円	41,923 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	469,695 円	492,989 円
		672 回線相当月額	469,273 円	492,593 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	1,408,241 円	1,478,174 円
		2,016 回線相当月額	1,407,820 円	1,477,778 円
加算料				
(1) 2-5-2-1 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が 10km を超	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	1,512 円	1,580 円
		24 回線ごとに月額		
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと	17,070 円	18,564 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの	10km を超えるごと	51,210 円	55,692 円

	える場合の加算料	もの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額		
	(2) 中継伝送専用機能を利用してNTT東西が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	18,825 円	18,917 円
(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)		672 回線ごとに月額	212,570 円	222,273 円	
(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)		2,016 回線ごとに月額	637,711 円	666,819 円	
11	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	29,969 円	31,526 円
12	共通線信号網利用機能				
	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含む。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能		1 信号ごとに	0.015790 円	0.015576 円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能				
	ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能				
13	市内通信機能		1 通信ごとに	0.93152 円	0.93739 円
			1 秒ごとに	0.040841 円	0.042284 円
14	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	1.1578 円	1.1745 円
			1 秒ごとに	0.047535 円	0.049237 円
15	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.013802 円	0.014111 円
16	音声ガイダンス送出力接続通信機能				
	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.024029 円	0.025155 円
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出力に係る通信の交換及び伝送を行う機能		1 秒ごとに	0.031472 円	0.032186 円
17	課金秒数送出力機能		1 通信ごとに	0.031580 円	0.031152 円
18	リダイレクション網使用機能				
	ア NTT東西の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.035088 円	0.035872 円
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東西の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		1 通信ごとに	0.024539 円	0.025614 円

19 PHS制御信号機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	1.6690 円	1.7062 円
--------------	--------------------------------	----------	----------

(注)タイプ 1-1: 平日昼間帯故障修理、タイプ 1-2: 全日・昼間帯故障修理

**■実際費用方式に基づく平成19年度及び平成20年度公衆電話機能に係る接続料の改定額(補正後)**

区分		単位	平成 19 年度接続料	平成 20 年度接続料	平成 18 年度接続料
公衆電話機能	公衆電話発信機能	1 秒ごとに	東:0.5516 円 西:0.4911 円	東:0.5557 円 (0.5579 円) 西:0.4958 円 (0.4984 円)	東:0.5038 円 西:0.4510 円
	デジタル公衆電話発信機能		東:0.3947 円 西:0.4337 円	東:0.3952 円 (0.3962 円) 西:0.4344 円 (0.4358 円)	東:0.4034 円 西:0.4343 円

(注)平成 20 年度接続料のうち、括弧内は補正前のもの。

# 審査結果

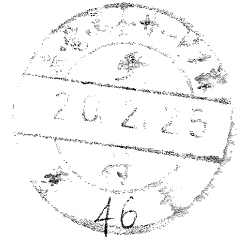
電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	加入者交換機能等、機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められている。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	—	該当事項なし。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他	—	該当事項なし。

事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)オ)		
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)キ)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)ク)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)ケ)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)コ)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)カ)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	料金表に定める接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第 6 条第 1 項に規定する総務大臣が通知する手順により整理され、かつ、同規則第 4 章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものと確認された。したがって、今般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なものと認められる。 なお、一部の機能に関し接続料規則の規定によらない原価算定を行うことについては、同規則第 3 条に基づく許可申請が行われている。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。

18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	<b>適</b>	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。
---	----------	--

接続約款変更認可申請書



東相制第 07-150 号  
平成 20 年 2 月 25 日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録の番号及び年月日

第 233 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------



電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額(以下「 <u>事業法第33条第5項の機能に係る網使用料</u> 」といいます。)は、平成19年度に適用します。
(4)～(29) (略)	(略)

二重下線部の削除については、東相制第07-127号により認可申請中です。

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	1回線ごとに	1,656円	活用型PHS事業者に適用します。
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,687円	
(2)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2～2-1の4 (略)

- 2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.66351円	—
		1秒ごとに	0.022390円	

新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成20年度に適用します。
(4)～(29) (略)	(略)

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	1回線ごとに	1,669円	活用型PHS事業者に適用します。
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,669円	
(2)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2～2-1の4 (略)

- 2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.67267円	—
		1秒ごとに	0.021450円	

(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24 回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	<u>30,153 円</u>	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1 秒ごとに	<u>0.0026934円</u>	—

2 - 2 の 2 (略)

2 - 3 市内伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.24611円</u>	—
	1 秒ごとに	<u>0.011655円</u>		

2 - 4 中継系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.24611円</u>	—
	1 秒ごとに	<u>0.00089165円</u>		
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	<u>4,167円</u>	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1 秒ごとに	<u>0.00037266円</u>	—

(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24 回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	<u>29,947円</u>	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1 秒ごとに	<u>0.0026266円</u>	—

2 - 2 の 2 (略)

2 - 3 市内伝送機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.22090円</u>	—
	1 秒ごとに	<u>0.012360円</u>		

2 - 4 中継系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1 通信ごとに	<u>0.22090円</u>	—
	1 秒ごとに	<u>0.00082969円</u>		
(2) 中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s 相当)ごとに月額	<u>3,684円</u>	—
(3) 中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1 秒ごとに	<u>0.00032369円</u>	—

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0050092円	—

2 - 5 - 2 中継伝送専用機能の基本額

2 - 5 - 2 - 1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの	24回線まで月額	17,668円	—
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額	17,272円	
			(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	203,346円	
				672回線相当月額	202,950円	
			(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	609,247円	
				2,016回線相当月額	608,851円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位数に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	36,585円	—	
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額		36,189円
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	425,619円		
			672回線相当月額	425,223円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,276,065円		
			2,016回線相当月額	1,275,669円		
	ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	42,319円	—	
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額		41,923円
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	492,989円		
			672回線相当月額	492,593円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,478,174円		
			2,016回線相当月額	1,477,778円		

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0054415円	—

2 - 5 - 2 中継伝送専用機能の基本額

2 - 5 - 2 - 1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの	24回線まで月額	17,837円	—
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額	17,416円	
			(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	197,076円	
				672回線相当月額	196,655円	
			(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	590,386円	
				2,016回線相当月額	589,965円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位数に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	36,663円	—	
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額		36,241円
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	409,647円		
			672回線相当月額	409,225円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,228,097円		
			2,016回線相当月額	1,227,676円		
	ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	41,981円	—	
			(イ)1.5Mbit/s相当	24回線を超える24回線ごとに月額		41,559円
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	469,695円		
			672回線相当月額	469,273円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,408,241円		
			2,016回線相当月額	1,407,820円		

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	1,580円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	18,564円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	55,692円
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	18,917円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	222,273円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	666,819円

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	31,526円

2-5-3~2-6の2 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含みます。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1信号ごとに	0.015576円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用型PHS事業者に適用します。

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	1,512円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	17,070円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	51,210円
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	18,825円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	212,570円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	637,711円

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	29,969円

2-5-3~2-6の2 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含みます。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1信号ごとに	0.015790円
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用型PHS事業者に適用します。

ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		
---	--	--

ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		
---	--	--

2 - 8 ~ 2 - 10 (略)

2 - 8 ~ 2 - 10 (略)

2 - 11 その他の機能

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93739円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.042284円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス(以下「VPNサービス」といいます。)に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.1745円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.049237円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.014111円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.025155円	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.032186円	_____

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93152円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.040841円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス(以下「VPNサービス」といいます。)に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.1578円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.047535円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.013802円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.024029円	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.031472円	_____

(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	<u>0.031152円</u>	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.035872円</u>	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.025614円</u>	
(7)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	<u>1.7062円</u>	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 ~ 2 - 1 4 (略)

(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	<u>0.031580円</u>	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.035088円</u>	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.024539円</u>	
(7)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	<u>1.6690円</u>	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 ~ 2 - 1 4 (略)

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
 2 工事費の額  
 2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	249,231円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	508,431円	_____
(34)～(36) (略)			(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
 2 工事費の額  
 2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	220,090円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	387,358円	_____
(34)～(36) (略)			(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成20年4月1日から実施します。

## 平成 2 0 年度網使用料算定根拠



## 目 次

1 . 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について .....	1
2 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について【東日本】 .....	4
. 算定手順 .....	5
. 原価の算定及び料金の設定 .....	6
端末回線伝送機能 .....	6
. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定 .....	7
. 接続料収納までの平均的な日数の算定 .....	8
. 資本構成比率の算定 .....	9
. 他人資本利率の算定 .....	10
. 自己資本利益率の算定 .....	11
. 利益対応税率の算定 .....	12
. 料金設定に使用した回線数 .....	13
. 料金設定に使用した保守換算係数 .....	14
. 料金設定に使用した貸倒率 .....	15
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表 .....	16
2. 設備区別の費用明細表 .....	17
3. 設備区別固定資産明細表 .....	18
4. 指定設備管理運営費のうち、回線数の増減に応じて .....	19
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
5. 設備区別の費用のうち、回線数の増減に応じて .....	20
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
6. 設備区別固定資産のうち、回線数の増減に応じて .....	21
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
7. 指定設備管理運営費明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	22
8. 設備区別の費用明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	23
9. 設備区別固定資産明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	24

3 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について【東西合算】 .....	25
. 算定手順 .....	26
. 原価の算定及び料金の設定 .....	27
1. 端末系交換機能 .....	27
2. 市内伝送機能 .....	28
3. 中継系交換機能 .....	29
4. 中継伝送機能 .....	30
5. 信号伝送機能 .....	35
6. その他の機能 .....	36
. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定 .....	38
. 接続料収納までの平均的な日数の算定 .....	39
. 資本構成比率の算定 .....	40
. 他人資本利率の算定 .....	41
. 自己資本利益率の算定 .....	42
. 利益対応税率の算定 .....	43
. 料金設定に使用したトラヒック .....	44
. 料金設定に使用した回線数 .....	45
. 料金設定に使用した貸倒率 .....	46
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表 .....	47
2. 設備区別の費用明細表 .....	48
3. 設備区別固定資産明細表 .....	49

## 1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について

接続料規則附則（平成20年2月8日総務省令第10号）第15項の規定に基づき、電気通信事業法第33条第5項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能に係る通信量等について、以下の予測値を用いることとします。

	項目	データ時期	構成比	備考
通信量	(ア) 単位料金区域別通信量（通信回数・通信時間）	H19下+H20上予測	H19年度上期実績	(1)を参照。
	(イ) 都道府県別通信量（通信回数・通信時間）	H19下+H20上予測		単位料金区域別通信量を積み上げて算定。
	(ウ) MA内呼比率、MA間ZA内呼比率、GC接続呼比率	H19下+H20上予測		単位料金区域別通信量を用いて算定。
	(エ) CR（アナログ、ISDN、PHS）	H19下+H20上予測		H18実績CRに、H17実績 H18実績トレンドを加味して算定。
	(オ) 平均保留時間（アナログ、ISDN、PHS）	H19下+H20上予測		H18実績平均保留時間に、(ア)で算定した予測総通信量とH18実績通信量の変動率を乗じて算定。
回線数	単位料金区域別回線数 (カ) $\left\{ \begin{array}{l} \text{加入電話（事務用・住宅用）} \\ \text{INSネット64（事務用・住宅用）} \\ \text{INSネット1500} \\ \text{公衆電話（アナログ・デジタル）} \\ \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \end{array} \right\}$	H19年度末予測	H18年度末実績	(2)を参照。
	都道府県別回線数 (キ) $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般専用（2線式・4線式）} \\ \text{高速デジタル（メタル・光）} \\ \text{ATM専用（1心式・2心式）} \\ \text{ATMデータ伝送} \end{array} \right\}$	H19年度末予測	H18年度末実績	(2)を参照。
	収容局別回線数 (ク) $\left\{ \begin{array}{l} \text{フレッツ・ADSL} \\ \text{Bフレッツ} \\ \text{占有タイプ}^1、\text{ニューファミリー及びNTT西日本の} \\ \text{ファミリー100}^2、\text{ファミリー、マンション}^3 \end{array} \right\}$	H19年度末予測	H18年度末実績	(2)を参照。
	(ケ) PHS基地局回線数	H19年度末予測	H18年度末実績	(2)を参照。
その他	(コ) 中継伝送共用機能回線数	H19年度末予測		H20.3末時点の申込み回線数。
	(サ) 中継伝送専用機能回線数	H19年度末予測		H20.3末時点の申込み回線数。
	(シ) 総信号数	H19下+H20上予測		$1\text{呼あたり信号数} \times (\text{H19下+H20上予測GC経由回数} + \text{IC経由回数}) \div 2$

1：ビジネス、ベーシック及びNTT西日本の光プレミアムエンタープライズ。 2：ハイパーファミリー及びNTT西日本の光プレミアムファミリーを含む。

3：ワイヤレス及びNTT西日本の光プレミアムマンションを含む。

(1) 通信量の予測

東日本・西日本別、通信回数・通信時間別、通話形態別に、予測通信量を次のとおり算定します。

$$\text{平成19年度下期} + \text{平成20年度上期予測通信量} = \text{平成18年度下期} + \text{平成19年度上期実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率})$$

対前年同期予測増減率は、平成19年10月～平成20年1月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び平成20年2～9月の対前年同期予測増減率を、平成18年度下期+平成19年度上期の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位：千回・千時間)

		主要な通信量による算定				総通信量による算定			
		H19.10月～H20.1月の対前年同期増減率	H20.2～9月の対前年同期予測増減率 <sup>(1)</sup>	H18年度下期+H19年度上期の構成比		対前年同期予測増減率	H18年度下期+H19年度上期実績通信量	H19年度下期+H20年度上期予測通信量	
				H18.10月～H19.1月	H19.2～9月				
						= × + ×	= × (1+ )		
東日本	通信回数	MA内	24.3%	22.9%	36.3%	63.7%	23.4%	7,107,515	5,443,493
		MA間ZA内	21.6%	20.8%	36.1%	63.9%	21.0%	2,738,847	2,162,459
		GC接続	18.3%	13.9%	34.9%	65.1%	15.4%	24,579,224	20,787,109
		ZC接続	1.6%	4.5%	34.4%	65.6%	2.4%	15,919,885	15,540,008
	通信時間	MA内	26.1%	24.9%	36.4%	63.6%	25.3%	248,438	185,463
		MA間ZA内	25.5%	24.5%	36.5%	63.5%	24.8%	100,540	75,568
		GC接続	20.1%	15.8%	35.1%	64.9%	17.3%	848,509	701,726
		ZC接続	1.6%	4.5%	34.1%	65.9%	2.5%	569,736	555,714
西日本	通信回数	MA内	25.4%	24.2%	36.4%	63.6%	24.7%	6,993,454	5,269,273
		MA間ZA内	23.4%	22.6%	36.4%	63.6%	22.9%	3,453,072	2,663,790
		GC接続	8.4%	7.1%	34.2%	65.8%	7.5%	21,505,329	19,888,943
		ZC接続	9.2%	9.8%	34.7%	65.3%	9.6%	17,672,158	15,976,822
	通信時間	MA内	26.7%	26.3%	36.6%	63.4%	26.4%	246,393	181,289
		MA間ZA内	25.4%	25.5%	36.7%	63.3%	25.5%	126,081	93,968
		GC接続	10.5%	8.9%	34.3%	65.7%	9.4%	688,665	623,743
		ZC接続	8.4%	9.2%	34.3%	65.7%	8.9%	613,127	558,412

1：H19.4月～H20.1月の対前年同期増減率。

(2) 回線数の予測

平成19年度末の予測回線数を次の通り算定します。

PHS基地局回線以外

$$\text{平成19年度末予測回線数} = \text{平成18年度末実績回線数} + \text{平成19年度予測純増数}$$

平成19年度予測純増数は、平成19年4月～平成20年1月までの実績純増数に、平成20年2～3月の予測純増数を加えて算定。

平成20年2～3月の予測純増数は、平成19年2～3月の実績純増数に、平成19年4月～平成20年1月の純増数の対前年同期増減数の単月平均の2ヶ月分を加えて算定。

PHS基地局回線

$$\text{平成19年度末予測回線数} = \text{平成20年1月末実績回線数} + \text{平成20年2月～3月予測純増数}$$

平成20年2月～3月予測純増数は、平成19年2月～3月の実績純増数と同として算定。

(単位：千回線)

		純増数の算定					回線数の算定				
		H18.4月～H19.1月 実績	H19.2～3月実績	H19.4月～H20.1月 実績	H19.4～H20.1月 の対前年同期増減 数の単月平均	H20.2～3月の 対前年同期増減 数の単月平均	H20.2～3月 予測純増数	H19年度 予測純増数	H18年度末 実績回線数	H19年度末 予測回線数	
					$= \frac{(\quad - \quad)}{10}$	$=$	$= + \times 2$	$= +$		$= +$	
東日本	加入電話	事務用	300	64	329	3	3	70	399	4,773	4,374
		住宅用	1,070	283	1,176	11	11	304	1,480	16,620	15,140
	(再掲)ライト	事務用	34	12	9	3	3	7	16	304	320
		住宅用	25	7	19	4	4	16	35	563	529
	INSネット64	事務用	165	37	193	3	3	42	236	2,674	2,439
		住宅用	148	30	115	3	3	23	138	688	550
	(再掲)ライト	事務用	0	1	17	2	2	2	19	403	384
		住宅用	12	2	11	0	0	2	12	58	45
	INSネット1500		1	0	2	0	0	0	2	37	35
	公衆電話	アナログ	11	3	9	0	0	2	11	114	103
		デジタル	2	0	3	0	0	0	3	58	55
	一般専用	2線式	21	6	14	1	1	4	19	181	162
		4線式	12	1	11	0	0	1	13	188	176
	高速デジタル	メタル	27	4	21	1	1	3	24	180	156
		光	3	1	2	0	0	0	2	12	11
	ATM専用		1	1	1	0	0	1	1	5	4
	ATMデータ伝送		2	1	5	0	0	2	7	37	30
	フレッツ・ADSL		140	78	290	15	15	108	398	2,782	2,384
	Bフレッツ	占有タイプ <sup>1</sup>	15	3	8	1	1	2	10	125	135
		ニューファミリー <sup>3</sup>	646	179	724	8	8	194	918	1,902	2,820
ファミリー		1	0	0	0	0	0	0	3	3	
マンション <sup>5</sup>		542	126	571	3	3	131	702	1,369	2,071	
PHS基地局回線 <sup>7</sup>											
西日本	加入電話	事務用	257	59	318	6	6	71	389	4,762	4,373
		住宅用	1,236	300	1,237	0	0	300	1,537	17,189	15,652
	(再掲)ライト	事務用	41	16	7	3	3	9	16	273	289
		住宅用	51	2	4	5	5	12	16	506	490
	INSネット64	事務用	124	32	178	5	5	43	221	2,586	2,365
		住宅用	139	24	104	4	4	17	121	630	509
	(再掲)ライト	事務用	3	2	10	1	1	0	10	307	296
		住宅用	9	1	9	0	0	1	10	47	37
	INSネット1500		1	0	1	0	0	0	22	20	
	公衆電話	アナログ	13	2	12	0	0	1	14	139	125
		デジタル	2	0	3	0	0	0	3	50	47
	一般専用	2線式	17	4	10	1	1	3	13	169	156
		4線式	9	0	14	1	1	1	15	194	179
	高速デジタル	メタル	21	4	13	1	1	2	15	147	132
		光	2	0	1	0	0	0	1	7	6
	ATM専用		0	1	0	0	0	1	1	5	3
	ATMデータ伝送		1	0	3	0	0	1	4	35	32
	フレッツ・ADSL		93	48	223	13	13	74	297	2,541	2,244
	Bフレッツ	占有タイプ <sup>2</sup>	11	3	6	0	0	2	8	86	95
		ファミリー100 <sup>4</sup>	605	129	551	5	5	118	668	1,799	2,468
ファミリー		0	0	0	0	0	0	0	2	2	
マンション <sup>6</sup>		316	84	369	5	5	95	463	789	1,252	
PHS基地局回線 <sup>7</sup>											

1：ビジネス及びベーシック。 2：ビジネス、ベーシック及び光プレミアムエンタープライズを含む。 3：ハイパーファミリーを含む。

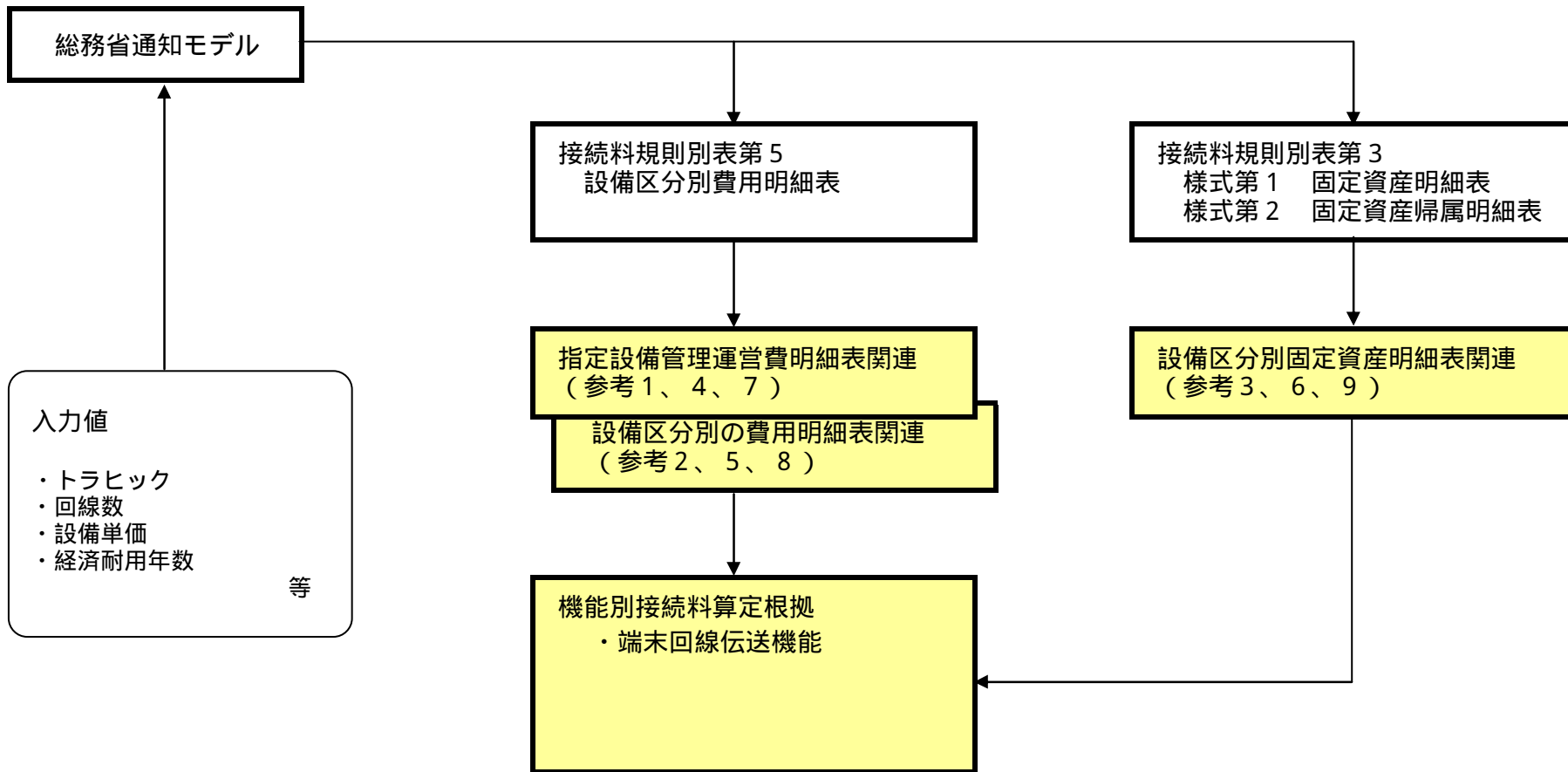
4：光プレミアムファミリーを含む。 5：ワイヤレスを含む。 6：光プレミアムマンション及びワイヤレスを含む。

7：PHS基地局回線については、平成20年1月末実績回線数に、平成20年2月～3月予測純増数(平成19年2月～3月の実績純増数と同)を加えて算定。

## 2 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について

(東日本の原価及び回線数に基づく接続料)

# .算定手順



原価の算定及び料金の設定

端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路				回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳		備考
	加入者回線	主配線盤	OCU	GC・アナログ局内回線収容部以外	GC以下の伝送路・アナログ局内回線収容部以外		
指定設備管理運営費	305,483	292,193	3,047	10,243	18,041	57,724	(参考2)、(参考5)、及び(参考8)より
他人資本費用	8,285	8,014	129	142	271	1,985	レートの $\times$ 他人資本比率 $\times$ 他人資本利率
自己資本費用	38,123	36,876	595	652	1,247	9,135	レートの $\times$ 自己資本比率 $\times$ 自己資本利益率
利益対応税	26,236	25,378	409	449	858	6,287	自己資本費用 $+$ (有利子負債以外の負債の額 $\times$ 利子相当率) $\times$ 利益対応税率
合計	378,128	362,461	4,180	11,486	20,417	75,131	+ + +

正味固定資産	1,415,318	1,369,175	22,223	23,921	45,745	341,550	(参考3)、(参考6)、及び(参考9)より
投資等	5,520	5,340	87	93	178	1,332	正味固定資産 $\times$ 投資等比率
貯蔵品	12,172	11,775	191	206	393	2,937	正味固定資産 $\times$ 貯蔵品比率
運転資本	20,832	19,998	181	652	1,229	2,546	(設備管理運営費 $+$ (減価償却費 $+$ 通信設備使用料 $+$ 固定資産税)) $\times$ 45.625日 $\div$ 365日
レートベース	1,453,841	1,406,288	22,682	24,872	47,546	348,365	+ + +
有利子負債以外の負債の額	143,411	138,720	2,237	2,453	4,690	34,364	レートの $\times$ 他人資本比率 $\times$ 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	121,228	115,122	1,322	4,784	7,732	33,254	
通信設備使用料	0	0	0	0	0	513	(参考2)、(参考5)、及び(参考8)より
固定資産税	17,598	17,084	273	241	479	3,584	

(2)料金の設定

A.施設設置負担金にかかる加算料相当コストの算定

区分	コスト等	備考
施設設置負担金の額(円/回線)	36,000	
平均償却年数(年)	14	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成18年度実績)
年間減価償却費(円)	2,571	=
他人資本費用(円)	103	レートの $\times$ 他人資本比率 $\times$ 他人資本利率
自己資本費用(円)	472	レートの $\times$ 自己資本比率 $\times$ 自己資本利益率
利益対応税(円)	325	自己資本費用 $+$ (有利子負債以外の負債の額 $\times$ 利子相当率) $\times$ 利益対応税率
加算料(円/回線・年)	3,471	+ + +
施設設置負担金の適用のないレートの回線数	1,277,673	料金設定に使用した回線数より
公衆電話端末回線数	157,726	料金設定に使用した回線数より
加算料相当コスト(百万円)	4,982	$\times$ (+)
レートベース(円/回線)	18,000	$\times$ 0.5(レートの残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	1,776	レートの $\times$ 他人資本比率 $\times$ 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

B.加入者回線

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	357,479	A-I
ア.加入者回線	362,461	(1)の加入者回線
イ.加算料相当コスト	4,982	Aの加算料相当コスト
b.回線数(回線)	25,267,900	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,179	a $\div$ b $\div$ 12ヶ月

C.主配線盤

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	4,180	(1)の主配線盤
b.回線数(回線)	25,267,900	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	14	a $\div$ b $\div$ 12ヶ月

D.OCU

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	11,486	(1)のOCU
b.OCU使用回線数(回線)	3,508,050	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	273	a $\div$ b $\div$ 12ヶ月

E.回線数の増減に応じて費用が増減するもの

・GC

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	13,485	(ア $\cdot$ イ $\cdot$ ウ) $\times$ 2/3
ア.回線数の増減に応じて費用が増減するもの	20,417	(1)の回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳 GC・アナログ局内回線収容部以外
イ.付加機能控除額	122	ア $\times$ 付加機能控除率(0.006)
ウ.回線工事費補正額	66	総務省モデルによる算定値
b.回線数(回線)	23,124,561	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	49	a $\div$ b $\div$ 12ヶ月

・GC以下の伝送路

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	42,793	ア $\times$ 2/3 $-$ イ $\times$ 1/5
ア.回線数の増減に応じて費用が増減するもの	75,131	(1)の回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳 GC以下の伝送路・アナログ局内回線収容部以外
イ.き線点連環収容装置から加入者交換機間のうち、連環収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもので、現に設置する連環収容装置設置局のもの	36,472	総務省モデルによる算定値
b.回線数(回線)	23,124,561	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	154	a $\div$ b $\div$ 12ヶ月

・PHS基地局回線機能

(ア)保守の区分がタイプ-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	1,669	(Bのc $+$ cのc $+$ Dのc $+$ EのGCのc $+$ EのGC以下の伝送路のc) $\times$ (1 $+$ . 料金設定に使用した賃借率)

(イ)保守の区分がタイプ-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	1,669	(Bのc $\times$ . 料金設定に使用した保守換算係数 $+$ Dのc $\times$ . 料金設定に使用した保守換算係数 $+$ Dのc $\times$ . 料金設定に使用した保守換算係数 $+$ EのGCのc $+$ EのGC以下の伝送路のc) $\times$ (1 $+$ . 料金設定に使用した賃借率)



## 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	H18年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,527,744 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ( )	9,917 (B)
投資等比率 ( B ÷ A )	0.0039 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

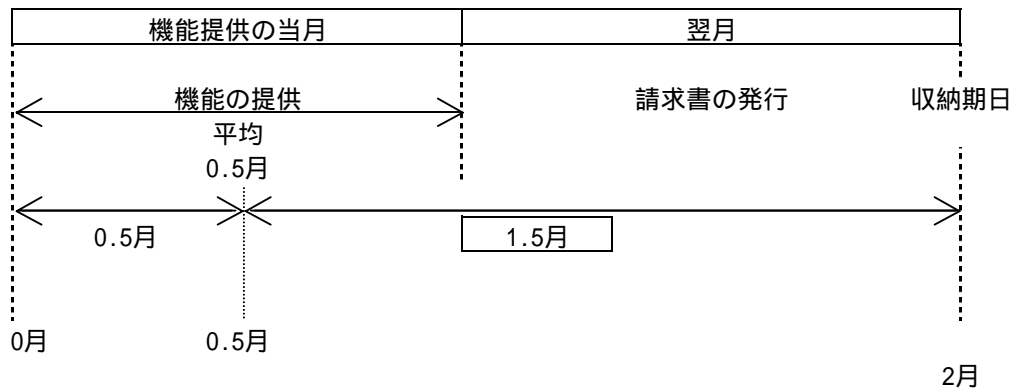
区分	H18年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	3,041,167 (A)
貯蔵品 ( )	26,304 (B)
貯蔵品比率 ( B ÷ A )	0.0086 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H 1 8) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産	950,834 (0.238)	圧縮後の資本構成比	H 1 8 稼働 電気通信事業固定資産	3,041,167	有利子負債	950,834 (0.294)	↑ 負債
3,041,167	その他の負債				530,976 (0.133)		
		← 流動資産の 圧縮 753,043			退職給付引当金	318,601 (0.099)	×
					貯蔵品(月平均)	26,304	
					自己資本	1,964,790 (0.607)	↓ 資本
流動資産等	946,101				投資等	11,944	
					運転資本	154,810	
計	3,987,268	流動資産の理論値と 実績の差 193,058-946,101 = 753,043	計	3,234,225	計	3,234,225	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(950.834 + 318.601)}{\text{負債}} \div \frac{3.234.225}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.393}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{950.834}{\text{有利子負債}} \div \frac{(950.834 + 318.601)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.749}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.749}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.251}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.393}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.607}$$

他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

有利子負債に対する利率 =

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.47

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 =

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

他人資本利率 =  $1.47\% \times 0.749 + 1.39\% \times 0.251 =$

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	16	17	18	3年平均	
主要企業の自己資本利益率(注1)	5.39	7.08	5.97	-	
値の適用				-	
リスクフリーレート(注2)	1.52	1.40	1.79	-	
-	3.87	5.68	4.18	-	
選択される自己資本利益率	= 0.6 (注3)	3.84	4.81	4.30	4.32

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債(利付・10年物)の利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	5.18

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

事業税実効税率

事業税額を  $x_1$  とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \qquad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

法人税実効税率

法人税額を  $x_2$  とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_3$  とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_4$  とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3954y$
税引後利益 $z = (1-0.3954)y$

## ・料金設定に使用した回線数

### 端末回線数等

・加入者回線、MDF算定等に使用した予測回線数

	回線数 (回線)
加入者回線	
加入電話回線数	19,513,407
ISDN64回線数	2,988,847
アナログ公衆電話回線数	103,104
デジタル公衆電話回線数	54,622
計	22,659,980
加入者回線(ドライカップ電話回線数を含む)	
加入電話回線数	21,901,751
ISDN64回線数	3,208,423
アナログ公衆電話回線数	103,104
デジタル公衆電話回線数	54,622
計	25,267,900
(再掲)施設設置負担金の適用のないサービスの回線数	
加入電話ライト回線数	848,613
ISDN64ライト回線数	429,060
計	1,277,673
(再掲)公衆電話端末回線数	
アナログ公衆電話回線数	103,104
デジタル公衆電話回線数	54,622
計	157,726

・OCU算定に使用した予測回線数

	回線数 (回線)
OCU使用回線数	3,508,050

. 料金設定に使用した保守換算係数

区分	コスト等	備考
タイプ1-2のもの	1.00	実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠 (平成20年1月9日認可申請)より



・料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
接続料の貸倒額	0	H18年度実績 (実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠(平成20年1月9日認可申請)の参考1.設備区分別の費用明細表より)
接続料	324,833	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	÷







指定設備管理運営費のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【東日本】

(単位：百万円)

設備区分等						
	G C	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部	G C 以 下 の 伝 送 路	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部
固定回線の項目						
き線点通隔收容装置	-	-	-	13,902	13,902	-
同設置通隔收容装置	-	-	-	-	-	-
加入者交換機	-	-	-	-	-	-
主配線盤	1,485	1,485	-	1,419	1,419	-
加入者系半固定バス伝送装置	2,590	2,590	-	-	-	-
光ケーブル成端架	121	121	-	94	94	-
消防警報トランク	-	-	-	-	-	-
警察消防用回線集約装置	-	-	-	-	-	-
中継交換機	-	-	-	-	-	-
伝送装置	-	-	-	-	-	-
中間中継伝送装置	-	-	-	1,487	1,487	-
海底中間中継伝送装置	-	-	-	15	15	-
無線伝送装置	-	-	-	84	84	-
無線アンテナ	-	-	-	20	20	-
無線鉄塔	-	-	-	31	31	-
衛星通信設備	-	-	-	-	-	-
クロック供給装置	-	-	-	2	2	-
メタルケーブル	-	-	-	-	-	-
加入系光ケーブル	-	-	-	-	-	-
中継系光ケーブル	-	-	-	9,501	9,501	-
海底光ケーブル	-	-	-	469	469	-
加入系電柱	-	-	-	-	-	-
中継系電柱	-	-	-	699	699	-
加入系管路	-	-	-	-	-	-
中継系管路	-	-	-	22,501	22,501	-
加入系中口径管路	-	-	-	-	-	-
中継系中口径管路	-	-	-	40	40	-
加入系共同溝	-	-	-	-	-	-
中継系共同溝	-	-	-	17	17	-
加入系とう道	-	-	-	-	-	-
中継系とう道	-	-	-	120	120	-
電線共同溝	-	-	-	-	-	-
自治体管路	-	-	-	-	-	-
情報ボックス	-	-	-	-	-	-
総合デジタル通信局内回線終端装置	-	-	-	-	-	-
アナログ局内回線收容部	22,042	-	22,042	12,932	-	12,932
アナログ・デジタル回線共通部	13,845	13,845	-	7,323	7,323	-
加入者交換回線收容装置	-	-	-	-	-	-
中継交換回線收容装置	-	-	-	-	-	-
信号用中継交換機	-	-	-	-	-	-
専用回線管理運営費	-	-	-	-	-	-
合計	40,083	18,041	22,042	70,656	57,724	12,932

(参考5)

設備区分別の費用のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【東日本】

(単位：百万円)

設備区分等	G		C		アナログ局内回線収容部	
	右記以外	アナログ局内回線収容部	G以下	C以下	右記以外	アナログ局内回線収容部
費用の項目						
減 備 償 却 費	17,046	7,732	9,314	41,172	33,254	7,918
通 信 設 備 使 用 料	-	-	-	513	513	-
固 定 資 産 税	928	479	449	4,028	3,584	444
施 設 保 全 費	17,773	7,882	9,891	17,534	14,078	3,456
通 路 占 用 料	-	-	-	670	670	1
撤 去 費 用	262	131	131	1,576	1,443	133
試 験 研 究 費	1,181	532	649	2,148	1,756	392
接 続 関 連 事 務 費	1	1	1	8	7	1
管 理 共 通 費	2,893	1,285	1,609	3,006	2,418	587
合 計	40,083	18,041	22,042	70,656	57,724	12,932

設備区分別固定資産のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【東日本】

(単位:百万円)

設備区分等	G C	右記 以外	アナ ログ 局内 回線 収容 部	G C 以 下 の 伝 送 路	右記 以外	アナ ログ 局内 回線 収容 部
固定資産の項目						
き線点遠隔収容装置	-	-	-	30,973	30,973	-
局設置遠隔収容装置	-	-	-	-	-	-
加入者交換機	-	-	-	-	-	-
主配線盤	1,633	1,633	-	1,148	1,148	-
加入者系半固定バス伝送装置	3,601	3,601	-	-	-	-
光ケーブル成端架	43	43	-	55	55	-
消防警報トランク	-	-	-	-	-	-
警察消防用回線集約装置	-	-	-	-	-	-
中継交換機	-	-	-	-	-	-
伝送装置	-	-	-	-	-	-
中間中継伝送装置	-	-	-	2,582	2,582	-
海底中間中継伝送装置	-	-	-	69	69	-
無線伝送装置	-	-	-	184	184	-
無線アンテナ	-	-	-	106	106	-
無線鉄塔	-	-	-	154	154	-
衛星通信設備	-	-	-	-	-	-
クロック供給装置	-	-	-	3	3	-
メタルケーブル	-	-	-	-	-	-
加入系光ケーブル	-	-	-	-	-	-
中継系光ケーブル	-	-	-	10,733	10,733	-
海底光ケーブル	-	-	-	626	626	-
加入系電柱	-	-	-	-	-	-
中継系電柱	-	-	-	5,506	5,506	-
加入系管路	-	-	-	-	-	-
中継系管路	-	-	-	239,056	239,056	-
加入系中口径管路	-	-	-	-	-	-
中継系中口径管路	-	-	-	440	440	-
加入系共同溝	-	-	-	-	-	-
中継系共同溝	-	-	-	178	178	-
加入系とう道	-	-	-	-	-	-
中継系とう道	-	-	-	1,271	1,271	-
電線共同溝	-	-	-	-	-	-
総合デジタル通信局内回線終端装置	-	-	-	-	-	-
アナログ局内回線収容部	16,106	-	16,106	26,002	-	26,002
アナログ・デジタル回線共通部	10,175	10,175	-	14,684	14,684	-
加入者交換回線収容装置	-	-	-	-	-	-
中継交換回線収容装置	-	-	-	-	-	-
信号用中継交換機	-	-	-	-	-	-
局舎・共通設備計	60,448	30,293	30,155	47,890	33,780	14,110
合計	92,007	45,745	46,261	381,661	341,550	40,112





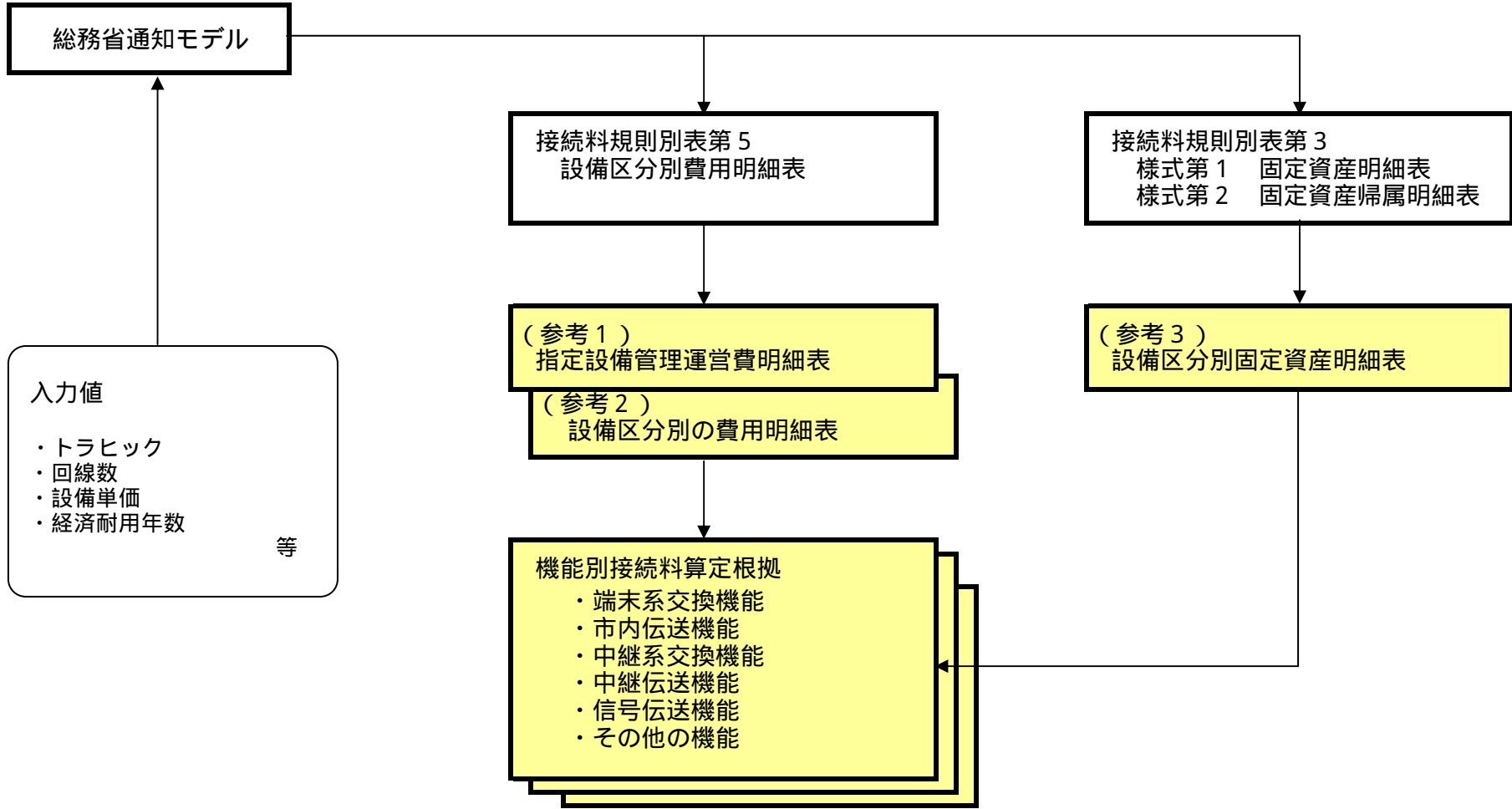




### 3 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について

(東西合算した原価及び通信量等に基づく接続料)

.算定手順



原価の算定及び料金の設定

1. 結束系交換設備

(1) 原価の算定

(単位：百万円)

	結束系交換設備											備考
	GC					緊急通報			GC以下の伝送路			
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの		
指定設備管理運営費	448,533	232,865	230,926	133,810	79,257	4,920	12,938	1,740	215,888	72,392	143,476	(参考)より
他人資本費用	11,046	3,260	3,223	1,803	1,180	66	174	36	7,786	2,774	5,013	1-11-2×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	40,176	11,856	11,723	6,557	4,291	241	635	133	28,320	10,089	18,232	1-11-2×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	27,816	8,208	8,117	4,540	2,971	167	439	92	19,608	6,985	12,623	自己資本費用+ 有利子負債以外の負債の額×利率掛当率 ×利益対応税率
合計	527,571	255,989	253,988	146,709	87,688	5,394	14,187	2,001	271,582	92,239	179,343	+ +
正味固定資産価値	1,649,394	477,826	472,379	263,759	173,405	9,686	25,529	5,448	1,171,558	417,676	753,882	(参考)より
投資寄	5,773	1,672	1,653	923	607	34	89	19	4,100	1,462	2,638	正味固定資産×投資寄比率
貯蓄品	15,834	4,587	4,535	2,532	1,685	93	245	52	11,247	4,010	7,237	正味固定資産×貯蓄品比率
運転資本	26,092	16,713	16,630	9,796	5,572	359	943	84	9,376	3,009	6,370	設備管理運営費+減価償却費+通信設備使用料+固定資産税 ×45.625日÷365日
リースリース	1,697,083	500,799	495,196	276,969	181,249	10,171	26,807	5,603	1,196,284	428,156	770,127	+ + +
有利子負債以外の負債の額	189,525	50,105	49,466	27,667	18,105	1,016	2,678	560	119,469	42,570	76,900	1-11-2×他人資本比率×有利子負債以外の負債の額の合計に占める割合
減価償却費	220,305	84,285	83,270	53,216	32,363	1,856	5,145	1,015	126,520	41,965	84,555	
通信設備使用料	2,508	0	0	0	0	0	0	0	2,508	1,991	517	(参考)より
固定資産税	16,989	4,873	4,818	2,549	1,728	94	247	55	12,315	4,367	7,948	

(2) 料金の設定

A. 信号機コストの算定

ア. 信号機単位コスト

区分	コスト	備考
信号機単位コスト(円/秒)	0.916788	(2)の1のよ

イ. 1秒あたり信号数

区分	信号数	備考
1秒あたり信号数(信号)	5.45	平成16年度実績

ウ. 通信回数

区分	通信回数(千回)	備考
1. 結束系交換機能	90,860,837	料金設定に使用した回線より
2. 中継系交換機能	36,965,074	料金設定に使用した回線より
3. 計	127,825,911	a+b

エ. 機能毎の信号機コスト

(単位：百万円)

区分	コスト	備考
1. 結束系交換機能	3,910	A×イ×ウの+2
2. 中継系交換機能	1,590	A×イ×ウの+2
3. 計	5,500	a+b

8. 右記以外のGCコストの算定

	右記以外のGC					備考
	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報	
ア. 原価(百万円)	251,582	145,319	86,888	5,343	14,053	イ-ウ-エ
イ. コスト	253,888	146,709	87,688	5,394	14,187	(1)の右記以外のGC
ウ. 付加機能控除額	1,524	880	526	32	85	イ×付加機能控除率(0.006)
エ. 回線工事費補正額	682	509	304	19	49	回線番号モデルによる算定値

C. 回線別コスト・時間別コストの算定

(単位：百万円)

	結束系交換設備											信号機	合計	備考		
	GC					緊急通報			GC以下の伝送路							
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの						
1. 回線別コスト	57,210	57,210	57,210	57,210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,910	61,119	(イ)の(イ)	
2. 時間別コスト	467,955	196,373	194,373	88,109	86,868	5,343	14,053	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	66,997	0	467,955	(イ)の(イ)
3. 合計	525,165	253,583	251,582	145,319	86,868	5,343	14,053	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	66,997	3,910	529,075	(イ)のAの2のBのA、及び回線番号モデルによる算定値

別表

	回線別コスト・時間別コストの比率					GC以下の伝送路	信号機
	右記以外のGC	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報		
(a)	0.2274	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.7726	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

D. 料金の設定

-加入者交換機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	61,119	Cの1の右記以外のGC+Cの4の1の信号機より
2. 通信回数(千回)	90,860,837	料金設定に使用した回線より
3. 1回あたりコスト(円/秒)	0.67267	a+b
4. 料金(円/回)	0.67267	c×(1+ 料金設定に使用した回線率)

-時間別コスト

区分	GC					GC以下の伝送路			合計	備考	
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報			
1. 原価(百万円)	107,484	105,483	88,109	17,374	2,001	141,507	92,239	49,288	22,469	248,991	A+イ+ウ
ア. コスト	176,978	174,977	88,109	86,868	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	448,560	Cの1のよ
ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(通信設備)	86,888	86,888	0	86,868	0	179,343	0	179,343	0	66,997	266,211
エ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(設備追加費)	17,374	17,374	0	17,374	0	49,288	0	49,288	22,469	66,640	※精点通線収容装置から加入者交換機能のうち、通線収容装置設置期間から加入者交換機能設置期間に設置するもので、現に設置している通線収容装置設置期間のものについては、イ×1/5、それ以外については、イ×1/3
1. 通信時間(千時間)		3,080,694	3,080,694	3,080,694	3,080,694	3,342,634	3,342,634	3,342,634	3,342,634	3,342,634	...
2. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0098915	0.0095111	0.0079446	0.005665	0.0018039	0.011759	0.0076652	0.0049842	0.0018672	0.0222270	a+b
3. 料金(円/回)	0.0098915	0.0095111	0.0079446	0.005665	0.0018039	0.011759	0.0076652	0.0049842	0.0018672	0.0222270	c×(1+ 料金設定に使用した回線率)

-加入者交換機能対応専用機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	5,343	Cの1の加入者交換回線収容専用部より
2. 1.5M/1分	14,858	料金設定に使用した回線数より
3. 1.5M/1分あたりコスト(円/1.5M/1分(24回線)ごと・月)	29,847	a+b×12ヶ月
4. 料金(円/1.5M/1分(24回線)ごと・月)	29,847	c×(1+ 料金設定に使用した回線率)

-加入者交換機能対応共用機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	14,053	Cの1の加入者交換回線収容共用部より
2. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用した回線数より
3. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0026266	a+b
4. 料金(円/秒)	0.0026266	c×(1+ 料金設定に使用した回線率)

## 2.市内伝送機能

### A.中継伝送コスト

	料金	備考
a.時間比例料金(円/秒)	0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより

### B.中継交換コスト

	料金	備考
a.回数比例料金(円/回)	0.22090	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
b.時間比例料金(円/秒)	0.00082969	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより

### C.中継交換機回線対応部共用機能コスト

	料金	備考
a.時間比例料金(円/秒)	0.00032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより

### D.料金の設定

#### ・回数比例分

	料金	備考
料金(円/回)	0.22090	Bのa

#### ・時間比例分

	料金	備考
料金(円/秒)	0.012360	Aのa×2+Bのb+Cのa×2

### 3. 中継系交換機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備				備考
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部		
指定設備管理運営費	12,124	9,395	1,174	1,555	(参考2)より
他人資本費用	192	148	19	25	レート・ス × 他人資本比率 × 他人資本利率
自己資本費用	697	540	67	90	レート・ス × 自己資本比率 × 自己資本利率
利益対応税	483	374	47	62	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率
合計	13,495	10,457	1,307	1,732	+ + +

正味固定資産価額	28,452	22,032	2,753	3,668	(参考3)より
投資等	100	77	10	13	正味固定資産 × 投資等比率
貯蔵品	273	212	26	35	正味固定資産 × 貯蔵品比率
運転資本	617	478	60	79	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税)) × 45.625日 ÷ 365日
レートベース	29,442	22,799	2,848	3,795	+ + +
有利子負債以外の負債の額	2,941	2,277	285	379	レート・ス × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	6,938	5,377	672	890	
通信設備使用料	0	0	0	0	(参考2)より
固定資産税	249	193	24	32	

(2) 料金の設定

A. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備				信号網	合計	備考
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部				
a. 回数比例コスト	6,573	6,573	0	0	1,590	8,164	c × 別表の(a)
b. 時間比例コスト	6,922	3,883	1,307	1,732	0	6,922	c × 別表の(b)
c. 合計	13,495	10,457	1,307	1,732	1,590	15,085	(1)の、及び1の(2)のAのEのbより

別表

区分	回数比例コスト・時間比例コストの比率			
	中継系交換設備			信号網
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部	
(a)	0.4871	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.5129	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

B. 料金の設定

・中継交換機能

・回数比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	8,164	Aのaの合計より
b. 通信回数(千回)	36,955,074	料金設定に使用したトピックより
c. 1回あたりコスト(円/回)	0.22090	a ÷ b
d. 料金(円/回)	0.22090	c × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

・時間比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	3,883	AのbのICより
b. 通信時間(千時間)	1,300,125	料金設定に使用したトピックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00082969	a ÷ b
d. 料金(円/秒)	0.00082969	c × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部専用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,307	Aのcの中継交換回線収容専用部より
b. 1.5M/バス数	29,556	料金設定に使用した回線数より
c. 1.5M/バスあたりコスト(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	3,684	a ÷ b ÷ 12ヶ月
d. 料金(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	3,684	c × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部共用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,732	Aのcの中継交換回線収容共用部より
b. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用したトピックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00032369	a ÷ b
d. 料金(円/秒)	0.00032369	c × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

#### 4. 中継伝送機能

・中継伝送共用機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (共用型)	備考
指定設備管理運営費	23,419	(参考2)より
他人資本費用	672	レートベース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	2,446	レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
利益対応税	1,693	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	28,230	+ + +

正味固定資産価額	100,894	(参考3)より
投資等	353	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	969	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	1,086	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税))×45.625日÷365日
レートベース	103,301	+ + +
有利子負債以外の負債の額	10,319	レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	13,681	
通信設備使用料	0	(参考2)より
固定資産税	1,051	

(2) 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	29,112	ア + イ
ア. コスト	28,230	(1)のより
イ. 回線工事費補正額	882	総務省モデルによる算定値
b. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用したトラフィックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0054415	a ÷ b
d. 料金(円/秒)	0.0054415	c × (1 + 料金設定に使用した算倒率)



・中継伝送専用機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

	端末系交換設備 - 中継系交換設備伝送路(専用型)	専用回線管理運営費	MA内伝送路	MA間伝送路		接続装置	備考
				回線比例	回線距離比例		
指定設備管理運営費	4,291	9	1,697	177	174	2,234	(参考2)より
他人資本費用	124	0	73	3	10	38	レート・ス × 他人資本比率 × 他人資本利率
自己資本費用	450	0	264	12	35	139	レート・ス × 自己資本比率 × 自己資本利率
利益対応税	312	0	183	8	24	96	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率
合計	5,177	9	2,217	200	243	2,507	+ + +

正味固定資産価額	18,612	0	10,955	487	1,460	5,710	(参考3)より
投資等	65	0	38	2	5	20	正味固定資産 × 投資等比率
貯蔵品	179	0	105	5	14	55	正味固定資産 × 貯蔵品比率
運転資本	169	1	68	7	7	86	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税)) × 45,625日 ÷ 365日
レート・ス	19,025	1	11,166	501	1,486	5,871	+ + +
有利子負債以外の負債の額	1,900	0	1,115	50	148	586	レート・ス × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	2,745	0	1,042	117	100	1,485	
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	(参考2)より
固定資産税	192	0	113	5	15	59	

(2) 料金の設定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	9	(1)の専用回線管理運営費のより
b. 回線数(契約)	1,841	. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線・月)	421	a ÷ b ÷ 12ヶ月

・MA内伝送路

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	2,217	(1)のMA内伝送路のより
b. 回線数(回線)	235,558	. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	784	a ÷ b ÷ 12ヶ月

・MA間伝送路

(7) 回線比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	200	(1)のMA間伝送路・回線比例のより
b. 回線数(回線)	87,642	. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	190	a ÷ b ÷ 12ヶ月

(4) 回線距離比例分

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	243	(1)のMA間伝送路・回線距離比例のより
b. 回線距離(km)	3,220,397	. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/km(64kb/s)・月)	6	a ÷ b ÷ 12ヶ月

・接続装置

区分	コスト等	備考
a. 原価(百万円)	2,507	(1)の接続装置のより
b. 回線数(回線)	287,932	. 料金設定に使用した回線数より
c. コスト(円/回線(64kb/s)・月)	726	a ÷ b ÷ 12ヶ月

(3) 契約回線区分別の単位当たり料金

区分	中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	18,825	(2)のMA内伝送路のc × 24
b. 672回線単位のもの(円/月)	212,570	(2)のMA内伝送路のc × 271
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	637,711	(2)のMA内伝送路のc × 813

区分	中継伝送専用機能 (MA間伝送路)		備考
	回線比例	回線距離比例	
a. 24回線単位のもの(円/月)	4,562	151	(2)のMA間伝送路のc × 24
b. 672回線単位のもの(円/月)	51,513	1,707	(2)のMA間伝送路のc × 271
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	154,539	5,121	(2)のMA間伝送路のc × 813

区分	接続装置	備考
a. 24回線単位のもの(円/月)	17,416	(2)の接続装置のc × 24
b. 672回線単位のもの(円/月)	196,655	(2)の接続装置のc × 271
c. 2,016回線単位のもの(円/月)	589,965	(2)の接続装置のc × 813

(4)料金の設定

・24回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	17,837	(3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	17,837	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	17,416	(3)のaの
料金(円/月)	17,416	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	36,663	(3)のaの + (3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	36,663	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	36,241	(3)のaの + (3)のaの
料金(円/月)	36,241	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(9) (7)(f)以外

a. 24回線まで(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	41,981	(3)のaの + (3)のaの + (3)のaの × 5km + (3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	41,981	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	41,559	(3)のaの + (3)のaの + (3)のaの × 5km + (3)のaの
料金(円/月)	41,559	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(9)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	1,512	(3)のaの × 10km
料金(円/月)	1,512	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合(24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	18,825	(3)のaの
料金(円/月)	18,825	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

・672回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	197,076	(3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	197,076	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	196,655	(3)のbの
料金(円/月)	196,655	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	409,647	(3)のbの + (3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	409,647	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	409,225	(3)のbの + (3)のbの
料金(円/月)	409,225	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(9) (7)(f)以外

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	469,695	(3)のbの + (3)のbの + (3)のbの × 5km + (3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	469,695	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	469,273	(3)のbの + (3)のbの + (3)のbの × 5km + (3)のbの
料金(円/月)	469,273	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(9)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	17,070	(3)のbの × 10km
料金(円/月)	17,070	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合(672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	212,570	(3)のbの
料金(円/月)	212,570	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

・2,016回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	590,386	(3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	590,386	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	589,965	(3)のcの
料金(円/月)	589,965	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,228,097	(3)のcの + (3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	1,228,097	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,227,676	(3)のcの + (3)のcの
料金(円/月)	1,227,676	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) (7)(7)以外

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,408,241	(3)のcの + (3)のcの + (3)のcの × 5km + (3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	1,408,241	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,407,820	(3)のcの + (3)のcの + (3)のcの × 5km + (3)のcの
料金(円/月)	1,407,820	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(7)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと2,016回線ごと)

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	51,210	(3)のcの × 10km
料金(円/月)	51,210	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合(2,016回線ごと)

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	637,711	(3)のcの
料金(円/月)	637,711	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換機接続用伝送装置利用機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備 - 中継系交換設備伝送路 (中継交換機接続 伝送専用装置)	備考
指定設備管理運営費	534	(参考2)より
他人資本費用	10	レート・ス × 他人資本比率 × 他人資本利率
自己資本費用	36	レート・ス × 自己資本比率 × 自己資本利率
利益対応税	25	( 自己資本費用 + ( 有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率 ) ) × 利益対応税率
合計	605	+ + +

正味固定資産価額	1,466	(参考3)より
投資等	5	正味固定資産 × 投資等比率
貯蔵品	14	正味固定資産 × 貯蔵品比率
運転資本	21	( 設備管理運営費 - ( 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 ) ) × 45.625日 ÷ 365日
レートベース	1,505	+ + +
有利子負債以外の負債の額	150	レート・ス × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	354	
通信設備使用料	0	(参考2)より
固定資産税	15	

(2)料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	605	(1)の より
b. 50Mバス数	1,681	. 料金設定に使用した回線数より
c. 50Mバスあたりコスト(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	29,969	a ÷ b ÷ 12ヶ月
d. 料金(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	29,969	c × (1 + . 料金設定に使用した貸倒率)

## 5.信号伝送機能

### (1)原価の算定

(単位:百万円)

	信号網設備	備考
指定設備管理運営費	5,295	(参考2)より
他人資本費用	29	レート $\times$ 他人資本比率 $\times$ 他人資本利率
自己資本費用	104	レート $\times$ 自己資本比率 $\times$ 自己資本利益率
利益対応税	72	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 $\times$ 利子相当率)) $\times$ 利益対応税率
合計	5,500	+ + +

正味固定資産価額	4,245	(参考3)より
投資等	15	正味固定資産 $\times$ 投資等比率
貯蔵品	41	正味固定資産 $\times$ 貯蔵品比率
運転資本	101	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税)) $\times$ 45.625日 $\div$ 365日
レートベース	4,402	+ + +
有利子負債以外の負債の額	440	レート $\times$ 他人資本比率 $\times$ 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	1,042	
通信設備使用料	3,407	(参考2)より
固定資産税	39	

### (2)料金の設定

#### ・共通線信号網利用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	5,500	(1)のより
b. 総信号数(億信号/年)	3,483	.料金設定に使用したトラフィックより
c. 1信号あたりコスト(円/信号)	0.015790	a $\div$ b
d. 料金(円/信号)	0.015790	c $\times$ (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

6.その他の機能

(1)市内通信機能

A.自ユニット内コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
	g.時間比例料金(円/秒) 0.033210	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分のG Cのd + G C以下の伝送路のd x 2より

B.自ビル内自ユニット外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
自ビル内	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
自ユニット外コスト	c.回数比例料金(円/回) 1.34534	a x 2
	d.時間比例料金(円/秒) 0.042900	b x 2

C.自ビル外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
市内伝送コスト	d.回数比例料金(円/回) 0.22090	2のDの回数比例分より
自ビル外コスト	e.時間比例料金(円/秒) 0.012360	2のDの時間比例分より
	f.回数比例料金(円/回) 1.56624	a x 2 + d
	g.時間比例料金(円/秒) 0.0605132	b x 2 + c x 2 + e

D.自ビル内外比率

A.通信回数

区分	通信回数 (千回)	比率	備考
a.自ユニット内	7,583,826	0.70792420	料金設定に使用したfより
b.自ビル内自ユニット外	103,820	0.00969128	
c.自ビル外	3,025,119	0.28238451	
d.計	10,712,766	1.00000000	

E.通信時間

区分	通信時間 (千時間)	比率	備考
a.自ユニット内	261,940	0.71421582	料金設定に使用したfより
b.自ビル内自ユニット外	3,580	0.00976254	
c.自ビル外	101,231	0.27602164	
d.計	366,752	1.00000000	

F.料金の設定

区分	料金	備考
回数比例分	0.93152	Aのa x DのAのaの比率 + Bのc x DのAのbの比率 + Cのd x DのAのcの比率
料金(円/回)	0.93152	Aのa x DのAのaの比率 + Bのc x DのAのbの比率 + Cのd x DのAのcの比率
時間比例分	0.040841	Aのb x DのAのaの比率 + Bのd x DのAのbの比率 + Cのe x DのAのcの比率
料金(円/秒)	0.040841	Aのb x DのAのaの比率 + Bのd x DのAのbの比率 + Cのe x DのAのcの比率

(2)ルーティング通信機能

A.市内通信コスト

区分	料金	備考
市内通信コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.93152	1のEの回数比例分より
	g.時間比例料金(円/秒) 0.040841	1のEの時間比例分より

B.ZA内市外通信コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
中継交換コスト	d.回数比例料金(円/回) 0.22090	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
中継交換機回線対応部共用機能コスト	e.時間比例料金(円/秒) 0.00082969	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
市内伝送コスト	f.時間比例料金(円/秒) 0.0032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
中継伝送コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
ZA内市外コスト	h.回数比例料金(円/回) 1.56624	a x 2 + d
	i.時間比例料金(円/秒) 0.06051327	b x 2 + c x 2 + e + f + g + h + i

C.市内・ZA内市外比率

A.通信回数

区分	通信回数 (千回)	比率	備考
a.市内	83,581	0.64355621	平成18年度実績
b.ZA内市外	35,215	0.35644379	
c.計	98,796	1.00000000	

E.通信時間

区分	通信時間 (千時間)	比率	備考
a.市内	2,009	0.65972551	平成18年度実績
b.ZA内市外	1,036	0.34027449	
c.計	3,045	1.00000000	

F.料金の設定

区分	料金	備考
回数比例分	1.1578	Aのa x CのAのaの比率 + Bのh x CのAのbの比率
料金(円/回)	1.1578	Aのa x CのAのaの比率 + Bのh x CのAのbの比率
時間比例分	0.047535	Aのb x CのAのaの比率 + Bのi x CのAのbの比率
料金(円/秒)	0.047535	Aのb x CのAのaの比率 + Bのi x CのAのbの比率

(3)ルーティング指示に係る保留機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a.加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
b.加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c.中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
d.中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより
e.中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
f.合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B.料金の設定

区分	料金等	備考
a.1秒あたりのコスト(円/秒)	0.030671	Aのfより
b.1秒あたりの前後時間(秒/呼)	0.45	-
c.料金(円/呼)	0.013802	a x b

(4)音声ガイダンス送受信接続通信機能

A.1秒あたりの場合

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a.加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b.加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c.中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d.中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e.中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
f.合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B.単金

区分	単金	備考
a.GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.021450	Aのaより
b.ZC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.03067148	Aのfより

C.料金の設定

区分	料金等	備考
a.GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.015450	BのaにGC接続率を加味
b.ZC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.0085796	BのbにZC接続率を加味
c.合計(円/秒)	0.024029	a + b

イ 特定中継事業者の伝送路設備を利用する場合

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
f. 合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B. 単金

区分	単金	備考
a. 2A内設置の音声ガイドシステム装置への接続(円/秒)	0.03067148	Aのfより
b. 他2A設置の音声ガイドシステム装置への接続(円/秒)	0.033608	Aのa, b, c, d, eにG通信比率等を加味

C. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 2A内設置の音声ガイドシステム装置への接続(円/秒)	0.022310	Bのaに2A内接続率を加味
b. 他2A設置の音声ガイドシステム装置への接続(円/秒)	0.0091818	Bのbに他2A接続率を加味
c. 合計(円/秒)	0.031472	a + b

(5)課金秒数送付機能

区分	料金等	備考
a. 信号線使用料(円/信号)	0.015790	5の(2)のdより
b. 信号数(信号)	2	往復信号分
c. 料金(円/回)	0.031580	a × b

(6)リダイレクション網使用機能

ア 当社の中継交換機で接続し当社の加入者交換機を利用して電気通信事業者の通信経路を設定するためにリダイレクションを行う機能

A.1秒あたりコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
f. 合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.03067148	Aのfより
b. 1秒あたりの網係前時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.035088	a × b

イ 特定中継事業者の中継交換機に接続し当社の加入者交換機を利用して電気通信事業者の通信経路を設定するためにリダイレクションを行う機能

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.021450	Aのaより
b. 1秒あたりの網係前時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.024539	a × b

(7)PHS制御信号機能

・PHS端末発信コスト

・コストの算定

A. 回数比例コスト

区分	回数比例料金(円/回)	備考
加入電話	0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより

B. 時間比例コスト

区分	時間比例料金(円/秒)	備考
加入電話	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより

C. 信号網コスト

区分	(a)料金(円/信号)	(b)信号数(信号)	(c)=(a)×(b)(円/回)	備考
信号網料金	0.015790	14	0.22106	5の(2)のdより

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 回数比例料金(円/回)	0.67267	Aより
b. 時間比例料金(円/秒)	0.021450	Bより
c. 信号網料金(円/回)	0.22106	Cの(c)より
d. 平均利用回数(回/月)	0.76160	-
e. 平均保留秒数(秒)	30.091	-
f. 合計(円/月・契約)	1.1722	(a + c) × d + b × d × e

固定電話発信コスト

A. 回数比例コスト

区分	回数比例料金(円/回)	備考
加入電話	0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより

B. 時間比例コスト

区分	時間比例料金(円/秒)	備考
加入電話	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより

C. 信号網コスト

区分	(a)料金(円/信号)	(b)信号数(信号)	(c)=(a)×(b)(円/回)	備考
信号網料金	0.015790	16	0.25264	5の(2)のdより

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 回数比例料金(円/回)	0.67267	Aより
b. 時間比例料金(円/秒)	0.021450	Bより
c. 信号網料金(円/回)	0.25264	Cの(c)より
d. 平均利用回数(回/月)	0.33790	-
e. 平均保留秒数(秒)	25.401	-
f. 合計(円/月・契約)	0.49677	(a + c) × d + b × d × e

料金の設定

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. PHS端末発信(円/月・契約)	1.1722	Dのdより
b. 固定電話発信(円/月・契約)	0.49677	Dのdより
c. 料金(円/月・契約)	1.6689	a + b

## 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	H18年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	5,063,844 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ( )	17,666 (B)
投資等比率 ( B ÷ A )	0.0035 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

区分	H18年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	6,036,874 (A)
貯蔵品 ( )	57,766 (B)
貯蔵品比率 ( B ÷ A )	0.0096 (C)

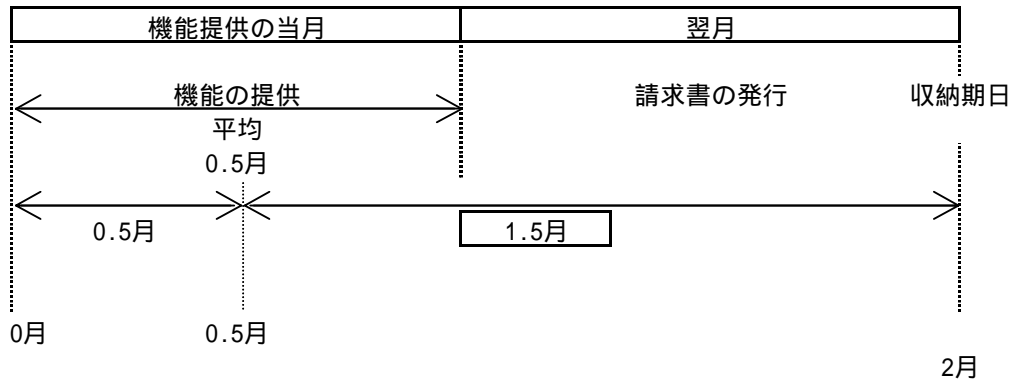
貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。



接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{(1) \text{ より}} \div 12 \text{ ヲ月} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H 1 8) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産 6,036,874	有利子負債 2,257,965 (0.285)	圧縮後の資本構成比 →	H 1 8 稼働 電気通信事業固定資産 6,036,874	↑ 負債		
	その他の負債 1,008,651 (0.127)					
	退職給付引当金 1,131,210 (0.143)					
流動資産等 1,876,820	自己資本 3,515,867 (0.444)	流動資産の 圧縮 1,498,534	貯蔵品(月平均) 57,766	退職給付引当金 641,327 (0.100)	↓ 資本	
		378,286	投資等 21,097	自己資本 3,515,867 (0.548)		
計 7,913,694		流動資産の理論値と 実績の差 378,286 - 1,876,820 = 1,498,534	計 6,415,160	計 6,415,160		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(2,257,965 + 641,327)}{\text{負債}} \div \frac{6,415,160}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.452}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{2,257,965}{\text{有利子負債}} \div \frac{(2,257,965 + 641,327)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.779}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.779}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.221}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.452}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.548}$$

他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 1.45%

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.45

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 1.39%

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

他人資本利率 =  $1.45\% \times 0.779 + 1.39\% \times 0.221$  = 1.44%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. C A P M的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	16	17	18	3年平均	
主要企業の自己資本利益率(注1)	5.39	7.08	5.97	-	
値の適用				-	
リスクフリーレート(注2)	1.52	1.40	1.79	-	
-	3.87	5.68	4.18	-	
選択される自己資本利益率	= 0.6 (注3)	3.84	4.81	4.30	4.32

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債(利付・10年物)の利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	5.18

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のC A P M的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

事業税実効税率

事業税額を  $x_1$  とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \qquad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

法人税実効税率

法人税額を  $x_2$  とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_3$  とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_4$  とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3954y$
税引後利益 $z = (1-0.3954)y$

## 料金設定に使用したトラヒック

機能別トラヒックは、A.平成19年度下期+平成20年度上期のサービス別予測トラヒックにB.機能毎の経由回数を乗じて算定した。

### 機能別トラヒック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
端末系交換機能(GC)	90,860,837	3,080,694
端末系交換機能(GC以下の伝送路)	-	3,342,634
端末系交換機能(加入者交換回線収容共用部)	-	1,486,125
中継系交換機能(IC)	36,955,074	1,300,125
中継系交換機能(中継交換回線収容共用部)	-	1,486,125
中継伝送機能	-	1,486,125

区分	総信号数 (億信号)	備考
信号伝送機能	3,483	平成19年度下期+平成20年度上期予測

### A.平成19年度下期+平成20年度上期のサービス別予測トラヒック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
自ユニット内	7,583,826	261,940
自ビル内自ユニット外	103,820	3,580
MA内自ビル外	3,025,119	101,231
MA間ZA内	4,826,249	169,537
GC接続	40,676,052	1,325,468
ZC接続	31,516,830	1,114,126

### B.機能毎の経由回数

区分	端末系交換機能 (GC)	端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	中継系交換機能 (IC)	中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	中継伝送機能
自ユニット内	1	2				
自ビル内自ユニット外	2	2				
MA内自ビル外	2	2	2	1	2	2
MA間ZA内	1	1	1	0.5	1	1
GC接続	1	1				
ZC接続	1	1	1	1	1	1

## ・料金設定に使用した回線数

・加入者交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数( )
加入者交換機接続1.5Mパス数 総務省モデルより	14,868

・中継交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数( )
中継交換機接続1.5Mパス数 総務省モデルより	29,556

・中継交換機接続用伝送装置利用機能算定に使用した予測パス数

区分	50Mパス数( )
中継交換機接続用伝送装置収容50Mパス数 総務省モデルより	1,681

・中継伝送専用機能算定に使用した機能別予測回線数

機能別回線数は、平成19年度末の接続形態別予測契約回線数に機能ごとの速度換算係数を乗じて算定した。

区分	回線数 (回線)	回線距離 (km)
中継伝送専用機能(MA内伝送路)	235,558	---
中継伝送専用機能(MA間伝送路)	87,642	3,220,397
接続装置	287,932	---
専用回線管理運営費対応回線数(契約回線数)	1,841	---

・料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
接続料の貸倒額	0	H18年度実績 (実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠(平成20年1月9日認可申請)の参考1.設備区分別の費用明細表より)
接続料	640,460	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	÷





(参考2)

設備区分別の費用明細表【東西合計】  
 (総務省通知モデルの出力結果をもとに作成)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	端末系伝送路					中継系交換設備										信号網設備										合計						
	加入者回線	加入者回線	主配線盤	総合デジタル通信局内回線終端装置	端末系交換設備	G C	右記以外のG C	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報設備	G C以下の伝送路	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路	共用型	中継交換機接続伝送専用装置	専用型	M A内伝送路	M A間伝送路・回線比例	M A内伝送路・回線距離比例	接続装置	回線管理運営費	中継系交換設備		I C	中継交換回線収容専用部	中継交換回線収容共用部	信号網設備		
減価償却費	245,033	235,789	233,114	2,675	9,245	220,305	94,285	93,270	53,216	32,953	1,956	5,145	1,015	126,020	41,965	84,055	16,780	13,681	354	2,745	1,042	117	100	1,485	-	6,938	5,377	672	890	1,042	490,099	
通信設備使用料	-	-	-	-	-	2,505	-	-	-	-	-	-	-	2,505	1,991	513	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,407	5,912
固定資産税	34,896	34,438	33,942	496	458	16,989	4,673	4,618	2,549	1,728	94	247	55	12,315	4,367	7,949	1,259	1,051	15	192	113	5	15	59	-	249	193	24	32	39	53,432	
施設保全費	238,609	230,426	228,165	2,261	8,183	160,556	107,980	107,464	63,135	35,901	2,322	6,105	516	52,577	16,559	36,018	7,339	6,262	123	954	361	40	37	516	-	3,836	2,973	371	492	524	410,864	
道路占用料	15,620	15,620	15,620	-	0	2,044	-	-	-	-	-	-	-	2,044	770	1,274	161	135	-	26	23	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	17,824
撤去費用	16,470	16,334	16,234	100	136	6,151	1,365	1,351	746	506	27	72	14	4,786	1,659	3,127	586	514	4	68	44	1	6	16	-	94	73	9	12	12	23,313	
試験研究費	20,134	19,543	19,361	181	591	13,396	6,830	6,778	3,923	2,331	144	379	52	6,566	2,207	4,359	857	710	16	131	52	5	5	68	-	365	282	35	47	165	34,916	
接続関連事務費	57	57	56	0	1	30	6	6	3	2	0	0	0	24	8	16	12	2	0	10	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	99	
管理共通費	39,505	38,166	37,793	373	1,339	26,558	17,526	17,440	10,237	5,836	377	990	87	9,032	2,866	6,166	1,251	1,065	21	166	63	7	6	89	-	641	497	62	82	105	68,061	
合計	610,324	590,372	584,286	6,086	19,952	448,533	232,665	230,926	133,810	79,257	4,920	12,938	1,740	215,868	72,392	143,476	28,245	23,419	534	4,291	1,697	177	174	2,234	9	12,124	9,395	1,174	1,555	5,295	1,104,520	



## 平成20年度工事費算定根拠

## ・工事費

### ・加入者交換機等接続回線設置等工事費

ア イ以外の場合

#### A. 原価の算定

区分	コスト	備考
回線工事原価(百万円)	1,731	総務省モデルより

#### B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 原価(百万円)	1,731	Aより
b. 工事バス数(50M/バス)	7,867	平成18年度実績
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	220,090	a ÷ b

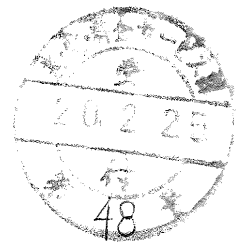
イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合

#### A. 割増率の設定

区分	比率等	備考
a. 定期申込工事平均稼働(分)	3,329	
b. 随時申込工事平均稼働(分)	5,862	
c. 割増率	1.76	b ÷ a

#### B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 加入者交換機等接続回線設置等工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	220,090	AのBのcより
b. 割増率	1.76	Aのcより
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	387,358	a × b



接続約款変更認可申請書

西相制第 202 号  
平成 20 年 2 月 25 日

総務大臣  
増田 寛也 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくほんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

もりした しゅんぞう

代表取締役社長 森下 俊三

登録の番号及び年月日

第 234 号 平成 16 年 4 月 1 日

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額(以下「 <u>事業法第33条第5項の機能に係る網使用料</u> 」といいます。)は、平成19年度に適用します。
(4)～(29) (略)	(略)

二重下線部の削除については、西相制第167号により認可申請中です。

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	1回線ごとに	1,658円	活用型PHS事業者に適用します。
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,689円	
(2)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの

2-1-1-2～2-1の4 (略)

- 2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.66351円	—
		1秒ごとに	0.022390円	

新	
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用	
区 分	内 容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成20年度に適用します。
(4)～(29) (略)	(略)

- 2 料金額  
2-1 端末回線伝送機能  
2-1-1 基本額  
2-1-1-1 基本料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	1回線ごとに	1,680円	活用型PHS事業者に適用します。
	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,680円	
(2)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	
				イ 保守の区別がタイプ1-2のもの

2-1-1-2～2-1の4 (略)

- 2-2 端末系交換機能

区 分	単 位	料金額	備 考	
(1) 加入者交換機能	加入者交換機(簡易型交換機(契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。))及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第1表第1において同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.67267円	—
		1秒ごとに	0.021450円	

(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	30,153円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1秒ごとに	0.0026934円	—

2-2の2(略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位数料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.24611円	—
	1秒ごとに	0.011655円		

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考	
(1)中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.24611円	—
	1秒ごとに	0.00089165円		
(2)中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	4,167円	—
(3)中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1秒ごとに	0.00037266円	—

(2)～(6) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(7) 加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	29,947円	—
(8) 加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1秒ごとに	0.0026266円	—

2-2の2(略)

2-3 市内伝送機能

区分	単位	料金額	備考	
市内伝送機能	市内中継交換機(中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。)と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位数料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.22090円	—
	1秒ごとに	0.012360円		

2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考	
(1)中継交換機能	市外中継交換機(中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。)により通信の交換を行う機能	1通信ごとに	0.22090円	—
	1秒ごとに	0.00082969円		
(2)中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	24回線 (1.5Mbit/s相当)ごとに月額	3,684円	—
(3)中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備(中継伝送共用機能に係るもの)に収容する機能	1秒ごとに	0.00032369円	—



2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0050092円	—

2 - 5 - 2 中継伝送専用機能の基本額

2 - 5 - 2 - 1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの	24回線まで月額	17,668円	—
			(1.5Mbit/s相当)	24回線を超える24回線ごとに月額	17,272円	
			(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	203,346円	
				672回線相当月額	202,950円	
			(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	609,247円	
				2,016回線相当月額	608,851円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位数料金区域に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	36,585円	—	
			24回線を超える24回線ごとに月額	36,189円		
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	425,619円		
			672回線相当月額	425,223円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,276,065円		
			2,016回線相当月額	1,275,669円		
	ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	42,319円	—	
			24回線を超える24回線ごとに月額	41,923円		
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	492,989円		
			672回線相当月額	492,593円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,478,174円		
			2,016回線相当月額	1,477,778円		

2 - 5 中継伝送機能

2 - 5 - 1 中継伝送共用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0054415円	—

2 - 5 - 2 中継伝送専用機能の基本額

2 - 5 - 2 - 1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考	
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	ア 同一通信建物内に終始する場合	(ア)24回線単位のもの	24回線まで月額	17,837円	—
			(1.5Mbit/s相当)	24回線を超える24回線ごとに月額	17,416円	
			(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	197,076円	
				672回線相当月額	196,655円	
			(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	590,386円	
				2,016回線相当月額	589,965円	
	イ ア以外の場合であって同一の単位数料金区域に終始する場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	36,663円	—	
			24回線を超える24回線ごとに月額	36,241円		
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	409,647円		
			672回線相当月額	409,225円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,228,097円		
			2,016回線相当月額	1,227,676円		
	ウ アイ以外の場合	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線まで月額	41,981円	—	
			24回線を超える24回線ごとに月額	41,559円		
		(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	469,695円		
			672回線相当月額	469,273円		
		(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	1,408,241円		
			2,016回線相当月額	1,407,820円		

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	1,580円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	18,564円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	55,692円
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	18,917円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	222,273円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	666,819円

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能 第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	31,526円	—

2-5-3~2-6の2 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含みます。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1信号ごとに	0.015576円 活成型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活成型PHS事業者に適用します。

2-5-2-2 加算料

区分	単位	料金額	備考
(1) 2-5-2-1ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10kmを超える場合の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	10kmを超えるごと24回線ごとに月額	1,512円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	10kmを超えるごと672回線ごとに月額	17,070円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	10kmを超えるごと2,016回線ごとに月額	51,210円
(2) 中継伝送専用機能を利用して当社が別に定める通信用建物と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ア)24回線単位のもの(1.5Mbit/s相当)	24回線ごとに月額	18,825円
	(イ)672回線単位のもの(50Mbit/s相当)	672回線ごとに月額	212,570円
	(ウ)2,016回線単位のもの(150Mbit/s相当)	2,016回線ごとに月額	637,711円

2-5-2の2 中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分	単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能 第5条第1項の表中第4欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	29,969円	—

2-5-3~2-6の2 (略)

2-7 信号伝送機能

区分	単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア 共通線信号網(特定端末系事業者の装置相互間を含みます。)を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1信号ごとに	0.015790円 活成型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能		国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活成型PHS事業者に適用します。

ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		
---	--	--

ウ 共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能		
---	--	--

2 - 8 ~ 2 - 10 (略)

2 - 8 ~ 2 - 10 (略)

2 - 11 その他の機能

2 - 11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93739円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.042284円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス(以下「VPNサービス」といいます。)に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.1745円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.049237円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.014111円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.025155円	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.032186円	_____

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	0.93152円	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.040841円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス(以下「VPNサービス」といいます。)に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1.1578円	中継事業者に適用します。
		1秒ごとに	0.047535円	
(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するVPNサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を保留する機能	1通信ごとに	0.013802円	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.024029円	_____
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1秒ごとに	0.031472円	_____

(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	<u>0.031152円</u>	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.035872円</u>	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.025614円</u>	
(7)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	<u>1.7062円</u>	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 ~ 2 - 1 4 (略)

(5) 課金秒数送出機能	共通線信号網を利用して、接続型PHS事業者が指定する利用者料金の課金のための情報を送信する機能	1通信ごとに	<u>0.031580円</u>	PHS接続地域事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.035088円</u>	携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、国際系事業者、中継事業者、活用型PHS事業者又は端末系事業者に適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1通信ごとに	<u>0.024539円</u>	
(7)～(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制御信号機能	加入者交換機及び共通線信号網を利用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額	<u>1.6690円</u>	活用型PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11)～(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 2 ~ 2 - 1 4 (略)

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	249,231円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	508,431円	_____
(34)～(37) (略)			(略)	(略)	(略)

第2表 工事費及び手続費

- 第1 工事費  
2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分			単 位	工事費の額	備 考
(1)～(32) (略)			(略)	(略)	(略)
(33) 加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア イ以外の場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	220,090円	_____
		イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合	672回線 (50Mbit/s相当)ごとに	387,358円	_____
(34)～(37) (略)			(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成20年4月1日から実施します。

## 平成 2 0 年度網使用料算定根拠

## 目 次

1 . 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について .....	1
2 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について【西日本】 .....	4
. 算定手順 .....	5
. 原価の算定及び料金の設定 .....	6
端末回線伝送機能 .....	6
. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定 .....	7
. 接続料収納までの平均的な日数の算定 .....	8
. 資本構成比率の算定 .....	9
. 他人資本利率の算定 .....	10
. 自己資本利益率の算定 .....	11
. 利益対応税率の算定 .....	12
. 料金設定に使用した回線数 .....	13
. 料金設定に使用した保守換算係数 .....	14
. 料金設定に使用した貸倒率 .....	15
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表 .....	16
2. 設備区別の費用明細表 .....	17
3. 設備区別固定資産明細表 .....	18
4. 指定設備管理運営費のうち、回線数の増減に応じて .....	19
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
5. 設備区別の費用のうち、回線数の増減に応じて .....	20
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
6. 設備区別固定資産のうち、回線数の増減に応じて .....	21
当該設備に係る費用が増減するものの内訳	
7. 指定設備管理運営費明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	22
8. 設備区別の費用明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	23
9. 設備区別固定資産明細表(ドライカップ電話回線数を含む) .....	24

3 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について【東西合算】 .....	25
. 算定手順 .....	26
. 原価の算定及び料金の設定 .....	27
1. 端末系交換機能 .....	27
2. 市内伝送機能 .....	28
3. 中継系交換機能 .....	29
4. 中継伝送機能 .....	30
5. 信号伝送機能 .....	35
6. その他の機能 .....	36
. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定 .....	38
. 接続料収納までの平均的な日数の算定 .....	39
. 資本構成比率の算定 .....	40
. 他人資本利率の算定 .....	41
. 自己資本利益率の算定 .....	42
. 利益対応税率の算定 .....	43
. 料金設定に使用したトラヒック .....	44
. 料金設定に使用した回線数 .....	45
. 料金設定に使用した貸倒率 .....	46
(参考)	
1. 指定設備管理運営費明細表 .....	47
2. 設備区別の費用明細表 .....	48
3. 設備区別固定資産明細表 .....	49



## 1. 接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について

接続料規則附則（平成20年2月8日総務省令第10号）第15項の規定に基づき、電気通信事業法第33条第5項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能に係る通信量等について、以下の予測値を用いることとします。

	項目	データ時期	構成比	備考	
通信量	(ア) 単位料金区域別通信量（通信回数・通信時間）	H19下+H20上予測	H19年度上期実績	(1)を参照。	
	(イ) 都道府県別通信量（通信回数・通信時間）	H19下+H20上予測		単位料金区域別通信量を積み上げて算定。	
	(ウ) MA内呼比率、MA間ZA内呼比率、GC接続呼比率	H19下+H20上予測		単位料金区域別通信量を用いて算定。	
	(エ) CR（アナログ、ISDN、PHS）	H19下+H20上予測		H18実績CRに、H17実績 H18実績トレンドを加味して算定。	
	(オ) 平均保留時間（アナログ、ISDN、PHS）	H19下+H20上予測		H18実績平均保留時間に、(ア)で算定した予測総通信量とH18実績通信量の変動率を乗じて算定。	
回線数	単位料金区域別回線数 (カ) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>                 加入電話（事務用・住宅用）                  INSネット64（事務用・住宅用）                  INSネット1500                  公衆電話（アナログ・デジタル）                  一般専用（2線式・4線式）                  高速デジタル（メタル・光）               </td> </tr> </table>	加入電話（事務用・住宅用） INSネット64（事務用・住宅用） INSネット1500 公衆電話（アナログ・デジタル） 一般専用（2線式・4線式） 高速デジタル（メタル・光）	H19年度未予測	H18年度未実績	(2)を参照。
	加入電話（事務用・住宅用） INSネット64（事務用・住宅用） INSネット1500 公衆電話（アナログ・デジタル） 一般専用（2線式・4線式） 高速デジタル（メタル・光）				
	都道府県別回線数 (キ) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>                 一般専用（2線式・4線式）                  高速デジタル（メタル・光）                  ATM専用（1心式・2心式）                  ATMデータ伝送               </td> </tr> </table>	一般専用（2線式・4線式） 高速デジタル（メタル・光） ATM専用（1心式・2心式） ATMデータ伝送	H19年度未予測	H18年度未実績	(2)を参照。
	一般専用（2線式・4線式） 高速デジタル（メタル・光） ATM専用（1心式・2心式） ATMデータ伝送				
収容局別回線数 (ク) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>                 フレッツ・ADSL                  Bフレッツ                  占有タイプ<sup>1</sup>、ファミリー100及びNTT東日本の                  ニューファミリー<sup>2</sup>、ファミリー、マンション<sup>3</sup> </td> </tr> </table>	フレッツ・ADSL Bフレッツ 占有タイプ <sup>1</sup> 、ファミリー100及びNTT東日本の ニューファミリー <sup>2</sup> 、ファミリー、マンション <sup>3</sup>	H19年度未予測	H18年度未実績	(2)を参照。	
フレッツ・ADSL Bフレッツ 占有タイプ <sup>1</sup> 、ファミリー100及びNTT東日本の ニューファミリー <sup>2</sup> 、ファミリー、マンション <sup>3</sup>					
(ケ) PHS基地局回線数	H19年度未予測	H18年度未実績	(2)を参照。		
その他	(コ) 中継伝送共用機能回線数	H19年度未予測		H20.3末時点の申込み回線数。	
	(サ) 中継伝送専用機能回線数	H19年度未予測		H20.3末時点の申込み回線数。	
	(シ) 総信号数	H19下+H20上予測		$1\text{呼あたり信号数} \times (\text{H19下} + \text{H20上予測GC経由回数} + \text{IC経由回数}) \div 2$	

1：ビジネス、ベーシック及び光プレミアムエンタープライズ。 2：光プレミアムファミリー及びNTT東日本のハイパーファミリーを含む。 3：ワイヤレス及び光プレミアムマンションを含む。

(1) 通信量の予測

東日本・西日本別、通信回数・通信時間別、通話形態別に、予測通信量を次のとおり算定します。

$$\text{平成19年度下期} + \text{平成20年度上期予測通信量} = \text{平成18年度下期} + \text{平成19年度上期実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率})$$

対前年同期予測増減率は、平成19年10月～平成20年1月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び平成20年2～9月の対前年同期予測増減率を、平成18年度下期+平成19年度上期の構成比を用いて加重平均して算定。

(単位：千回・千時間)

		主要な通信量による算定					総通信量による算定		
		H19.10月～H20.1月の対前年同期増減率	H20.2～9月の対前年同期予測増減率 <sup>(1)</sup>	H18年度下期+H19年度上期の構成比		対前年同期予測増減率	H18年度下期+H19年度上期実績通信量	H19年度下期+H20年度上期予測通信量	
				H18.10月～H19.1月	H19.2～9月				
						= × + ×		= × (1+ )	
東日本	通信回数	MA内	24.3%	22.9%	36.3%	63.7%	23.4%	7,107,515	5,443,493
		MA間ZA内	21.6%	20.8%	36.1%	63.9%	21.0%	2,738,847	2,162,459
		GC接続	18.3%	13.9%	34.9%	65.1%	15.4%	24,579,224	20,787,109
		ZC接続	1.6%	4.5%	34.4%	65.6%	2.4%	15,919,885	15,540,008
	通信時間	MA内	26.1%	24.9%	36.4%	63.6%	25.3%	248,438	185,463
		MA間ZA内	25.5%	24.5%	36.5%	63.5%	24.8%	100,540	75,568
		GC接続	20.1%	15.8%	35.1%	64.9%	17.3%	848,509	701,726
		ZC接続	1.6%	4.5%	34.1%	65.9%	2.5%	569,736	555,714
西日本	通信回数	MA内	25.4%	24.2%	36.4%	63.6%	24.7%	6,993,454	5,269,273
		MA間ZA内	23.4%	22.6%	36.4%	63.6%	22.9%	3,453,072	2,663,790
		GC接続	8.4%	7.1%	34.2%	65.8%	7.5%	21,505,329	19,888,943
		ZC接続	9.2%	9.8%	34.7%	65.3%	9.6%	17,672,158	15,976,822
	通信時間	MA内	26.7%	26.3%	36.6%	63.4%	26.4%	246,393	181,289
		MA間ZA内	25.4%	25.5%	36.7%	63.3%	25.5%	126,081	93,968
		GC接続	10.5%	8.9%	34.3%	65.7%	9.4%	688,665	623,743
		ZC接続	8.4%	9.2%	34.3%	65.7%	8.9%	613,127	558,412

1：H19.4月～H20.1月の対前年同期増減率。

(2) 回線数の予測

平成19年度末の予測回線数を次の通り算定します。

PHS基地局回線以外

$$\text{平成19年度末予測回線数} = \text{平成18年度末実績回線数} + \text{平成19年度予測純増数}$$

平成19年度予測純増数は、平成19年4月～平成20年1月までの実績純増数に、平成20年2～3月の予測純増数を加えて算定。

平成20年2～3月の予測純増数は、平成19年2～3月の実績純増数に、平成19年4月～平成20年1月の純増数の対前年同期増減数の単月平均の2ヶ月分を加えて算定。

PHS基地局回線

$$\text{平成19年度末予測回線数} = \text{平成20年1月末実績回線数} + \text{平成20年2月～3月予測純増数}$$

平成20年2月～3月予測純増数は、平成19年2月～3月の実績純増数と同として算定。

(単位：千回線)

		純増数の算定					回線数の算定				
		H18.4月～H19.1月 実績	H19.2～3月実績	H19.4月～H20.1月 実績	H19.4～H20.1月 の対前年同期増減 数の単月平均	H20.2～3月の 対前年同期増減 数の単月平均	H20.2～3月 予測純増数	H19年度 予測純増数	H18年度末 実績回線数	H19年度末 予測回線数	
					$= \frac{(\quad - \quad)}{10}$	$=$	$= + \times 2$	$= +$		$= +$	
東日本	加入電話	事務用	300	64	329	3	3	70	399	4,773	4,374
		住宅用	1,070	283	1,176	11	11	304	1,480	16,620	15,140
	(再掲)ライト	事務用	34	12	9	3	3	7	16	304	320
		住宅用	25	7	19	4	4	16	35	563	529
	INSネット64	事務用	165	37	193	3	3	42	236	2,674	2,439
		住宅用	148	30	115	3	3	23	138	688	550
	(再掲)ライト	事務用	0	1	17	2	2	2	19	403	384
		住宅用	12	2	11	0	0	2	12	58	45
	INSネット1500		1	0	2	0	0	0	2	37	35
	公衆電話	アナログ	11	3	9	0	0	2	11	114	103
		デジタル	2	0	3	0	0	0	3	58	55
	一般専用	2線式	21	6	14	1	1	4	19	181	162
		4線式	12	1	11	0	0	1	13	188	176
	高速デジタル	メタル	27	4	21	1	1	3	24	180	156
		光	3	1	2	0	0	0	2	12	11
	ATM専用		1	1	1	0	0	1	1	5	4
	ATMデータ伝送		2	1	5	0	0	2	7	37	30
	フレッツ・ADSL		140	78	290	15	15	108	398	2,782	2,384
	Bフレッツ	占有タイプ <sup>1</sup>	15	3	8	1	1	2	10	125	135
		ニューファミリー <sup>3</sup>	646	179	724	8	8	194	918	1,902	2,820
ファミリー		1	0	0	0	0	0	0	3	3	
マンション <sup>5</sup>		542	126	571	3	3	131	702	1,369	2,071	
PHS基地局回線 <sup>7</sup>											
西日本	加入電話	事務用	257	59	318	6	6	71	389	4,762	4,373
		住宅用	1,236	300	1,237	0	0	300	1,537	17,189	15,652
	(再掲)ライト	事務用	41	16	7	3	3	9	16	273	289
		住宅用	51	2	4	5	5	12	16	506	490
	INSネット64	事務用	124	32	178	5	5	43	221	2,586	2,365
		住宅用	139	24	104	4	4	17	121	630	509
	(再掲)ライト	事務用	3	2	10	1	1	0	10	307	296
		住宅用	9	1	9	0	0	1	10	47	37
	INSネット1500		1	0	1	0	0	0	22	20	
	公衆電話	アナログ	13	2	12	0	0	1	14	139	125
		デジタル	2	0	3	0	0	0	3	50	47
	一般専用	2線式	17	4	10	1	1	3	13	169	156
		4線式	9	0	14	1	1	1	15	194	179
	高速デジタル	メタル	21	4	13	1	1	2	15	147	132
		光	2	0	1	0	0	0	1	7	6
	ATM専用		0	1	0	0	0	1	1	5	3
	ATMデータ伝送		1	0	3	0	0	1	4	35	32
	フレッツ・ADSL		93	48	223	13	13	74	297	2,541	2,244
	Bフレッツ	占有タイプ <sup>2</sup>	11	3	6	0	0	2	8	86	95
		ファミリー100 <sup>4</sup>	605	129	551	5	5	118	668	1,799	2,468
ファミリー		0	0	0	0	0	0	0	2	2	
マンション <sup>6</sup>		316	84	369	5	5	95	463	789	1,252	
PHS基地局回線 <sup>7</sup>											

1：ビジネス及びベーシック。 2：ビジネス、ベーシック及び光プレミアムエンタープライズを含む。 3：ハイパーファミリーを含む。

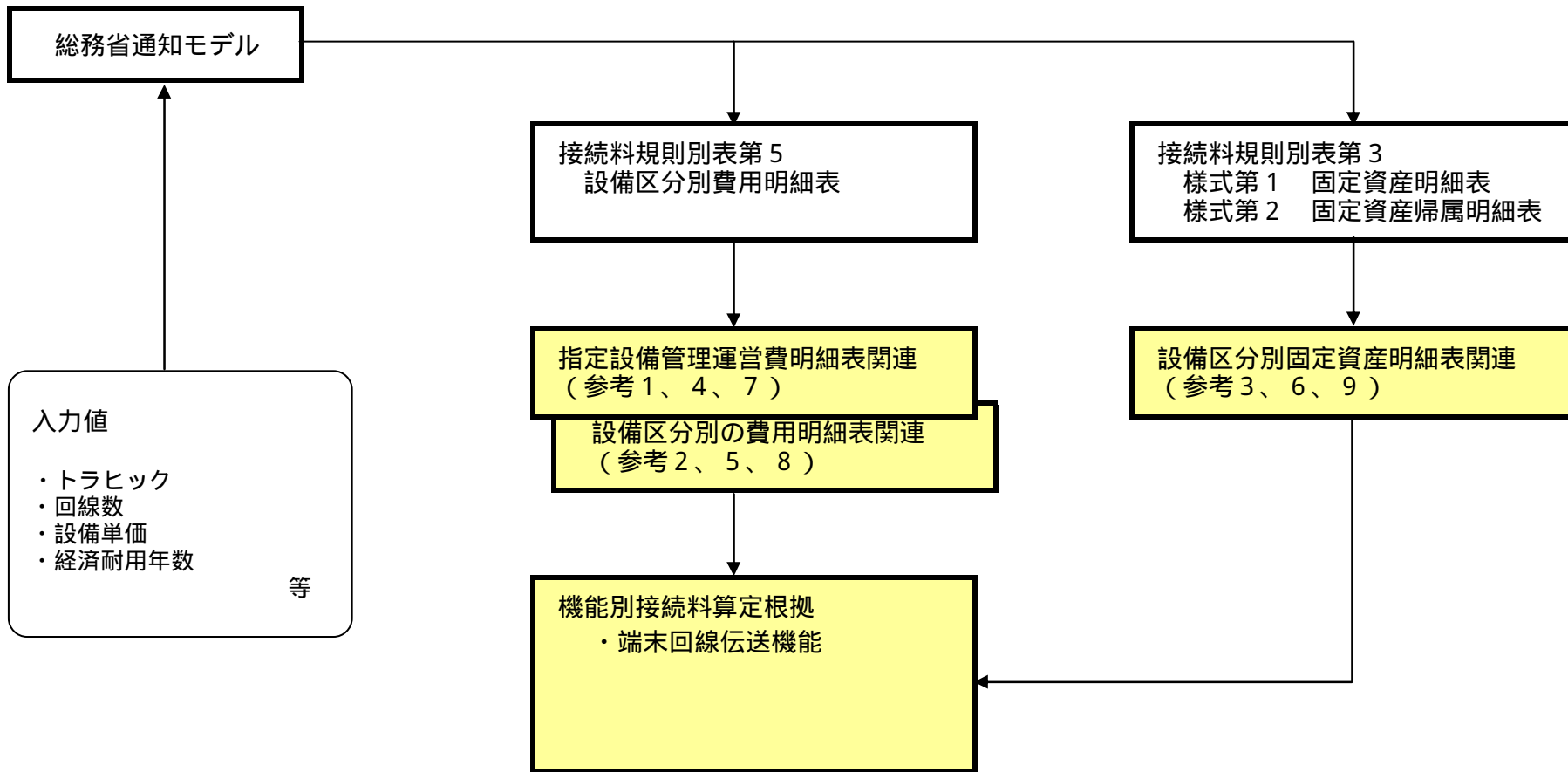
4：光プレミアムファミリーを含む。 5：ワイヤレスを含む。 6：光プレミアムマンション及びワイヤレスを含む。

7：PHS基地局回線については、平成20年1月末実績回線数に、平成20年2月～3月予測純増数(平成19年2月～3月の実績純増数と同)を加えて算定。

## 2 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について

(西日本の原価及び回線数に基づく接続料)

# .算定手順



原価の算定及び料金の設定

端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(百万円)

区分	端末系伝送路				回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳		備考
	加入者回線	主配線盤	OCU	GC・アナログ局内回線収容部以外	GC以下の伝送路・アナログ局内回線収容部以外		
指定設備管理運営費	319,106	306,016	3,382	9,709	17,528	57,334	(参考2)、(参考5)、及び(参考8)より
他人資本費用	10,924	10,603	157	165	305	2,432	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$
自己資本費用	31,455	30,529	451	476	879	7,003	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利率}$
利益対応税	21,946	21,300	315	332	613	4,886	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率
合計	383,432	368,448	4,304	10,681	19,325	71,655	+ + +
正味固定資産	1,450,421	1,407,894	20,895	21,632	39,903	325,191	(参考3)、(参考6)、及び(参考9)より
投資等	4,496	4,364	65	67	124	1,008	正味固定資産 × 投資等比率
貯蔵品	15,229	14,783	219	227	419	3,415	正味固定資産 × 貯蔵品比率
運転資本	21,904	21,071	204	629	1,236	2,576	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税)) × 45.625日 ÷ 365日
レートベース	1,492,051	1,448,112	21,383	22,555	41,681	332,190	+ + +
有利子負債以外の負債の額	151,258	146,804	2,168	2,287	4,225	33,676	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債の額}$ の合計に占める割合
減価償却費	125,732	119,770	1,501	4,461	7,235	33,318	
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	(参考2)、(参考5)、及び(参考8)より
固定資産税	18,142	17,677	248	216	407	3,406	

(2)料金の設定

A.施設設置負担金にかかる加算料相当コストの算定

区分	コスト等	備考
施設設置負担金の額(円/回線)	36,000	
平均償却年数(年)	14	任職記録対象設備の平均償却期間(平成18年度実績)
年間減価償却費(円)	2,571	=
他人資本費用(円)	132	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$
自己資本費用(円)	379	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利率}$
利益対応税(円)	265	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率)) × 利益対応税率
加算料(円/回線・年)	3,347	+ + +
施設設置負担金の適用のないP・E・Sの回線数	1,112,080	料金設定に使用した回線数より
公衆電話端末回線数	171,773	料金設定に使用した回線数より
加算料相当コスト(百万円)	4,298	$\times ( + )$
レートベース(円/回線)	18,000	$\times 0.5(1-\text{レ・ト・ス})$ 残高率)
有利子負債以外の負債の額(円)	1,825	$(1-\text{レ・ト・ス}) \times \text{他人資本比率} \times \text{有利子負債以外の負債の額}$ の合計に占める割合

B.加入者回線

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	364,150	A - イ
ア.加入者回線	368,448	(1)の加入者回線
イ.加算料相当コスト	4,298	Aの加算料相当コスト
b.回線数(回線)	25,358,947	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	1,197	$a \div b \div 12$ 月

C.主配線盤

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	4,304	(1)の主配線盤
b.回線数(回線)	25,358,947	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	14	$a \div b \div 12$ 月

D.OCU

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	10,681	(1)のOCU
b.OCU使用回線数(回線)	3,237,673	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	275	$a \div b \div 12$ 月

E.回線数の増減に応じて費用が増減するもの

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	12,760	$(\text{ア} - \text{イ} - \text{ウ}) \times 2 / 3$
ア.回線数の増減に応じて費用が増減するもの	19,325	(1)の回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳 GC・アナログ局内回線収容部以外
イ.付加機能控除額	116	$\text{ア} \times \text{付加機能控除率}(0.006)$
ウ.回線工事費補正額	70	総務省モデルによる算定値
b.回線数(回線)	23,386,745	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	45	$a \div b \div 12$ 月

GC以下の伝送路

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	41,673	$\text{ア} \times 2 / 3 - \text{イ} \times 1 / 5$
ア.回線数の増減に応じて費用が増減するもの	71,655	(1)の回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳 GC以下の伝送路・アナログ局内回線収容部以外
イ.き線点遠隔収容装置から加入者交換機間のうち、遠隔収容装置設置局から加入者交換機設置局間に設置するもので、現に設置する遠隔収容装置設置局のもの	30,483	総務省モデルによる算定値
b.回線数(回線)	23,386,745	料金設定に使用した回線数より
c.1回線あたりコスト(円/回線・月)	148	$a \div b \div 12$ 月

PHS基地局回線機能

(7)保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	1,680	$B \text{の} c + C \text{の} c + D \text{の} c + E \text{の} c + G \text{の} c + E \text{の} G \text{以下の伝送路の} c) \times (1 + \dots)$ .料金設定に使用した賃借率)

(4)保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	料金	備考
料金(円/回線・月)	1,680	$(B \text{の} c \times \dots + C \text{の} c \times \dots + D \text{の} c \times \dots + E \text{の} c + E \text{の} G \text{以下の伝送路の} c) \times (1 + \dots)$ .料金設定に使用した賃借率)

## 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	H18年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,536,101 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ( )	7,749 (B)
投資等比率 ( B ÷ A )	0.0031 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

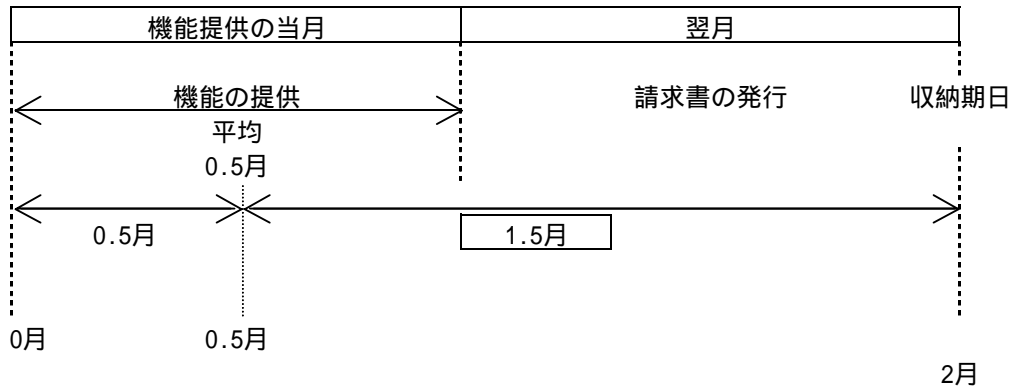
区分	H18年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,995,707 (A)
貯蔵品 ( )	31,462 (B)
貯蔵品比率 ( B ÷ A )	0.0105 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より



資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H 1 8) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 2,995,707	有利子負債 1,307,131 (0.333)	流動資産の 圧縮 745,491	H 1 8 稼働 電気通信事業固定資産 2,995,707	有利子負債 1,307,131 (0.411)	負債 ↑ ↓	
流動資産等 930,719	その他の負債 477,676 (0.122)			退職給付引当金 322,726 (0.101)		
	退職給付引当金 590,541 (0.150)			自己資本 1,551,077 (0.395)		自己資本 1,551,077 (0.488)
計	3,926,426			流動資産の理論値と 実績の差 185,228-930,719= 745,491		計

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,307,131 + 322,726)}{\text{負債}} \div \frac{3,180,935}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.512}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,307,131}{\text{有利子負債}} \div \frac{(1,307,131 + 322,726)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.802}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.802}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.198}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.512}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.488}$$

・他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 1.44%

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.44

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 1.39%

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

他人資本利率 =  $1.44\% \times 0.802 + 1.39\% \times 0.198 =$  1.43%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	16	17	18	3年平均	
主要企業の自己資本利益率(注1)	5.39	7.08	5.97	-	
値の適用				-	
リスクフリーレート(注2)	1.52	1.40	1.79	-	
-	3.87	5.68	4.18	-	
選択される自己資本利益率	= 0.6 (注3)	3.84	4.81	4.30	4.32

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債(利付・10年物)の利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	5.18

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

事業税実効税率

事業税額を  $x_1$  とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \qquad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

法人税実効税率

法人税額を  $x_2$  とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_3$  とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_4$  とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3954y$
税引後利益 $z = (1-0.3954)y$

## ・料金設定に使用した回線数

### 端末回線数等

・加入者回線、MDF算定等に使用した予測回線数

	回線数 (回線)
加入者回線	
加入電話回線数	20,024,186
ISDN64回線数	2,874,480
アナログ公衆電話回線数	124,886
デジタル公衆電話回線数	46,887
計	23,070,439
加入者回線(ドライカップ電話回線数を含む)	
加入電話回線数	22,142,298
ISDN64回線数	3,044,876
アナログ公衆電話回線数	124,886
デジタル公衆電話回線数	46,887
計	25,358,947
(再掲)施設設置負担金の適用のないサービスの回線数	
加入電話ライト回線数	778,728
ISDN64ライト回線数	333,352
計	1,112,080
(再掲)公衆電話端末回線数	
アナログ公衆電話回線数	124,886
デジタル公衆電話回線数	46,887
計	171,773

・OCU算定に使用した予測回線数

	回線数 (回線)
OCU使用回線数	3,237,673

. 料金設定に使用した保守換算係数

区分	コスト等	備考
タイプ1-2のもの	1.00	実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠 (平成20年1月9日認可申請)より

・料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
接続料の貸倒額	0	H18年度実績 (実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠(平成20年1月9日認可申請)の参考1.設備区分別の費用明細表より)
接続料	315,627	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	÷









指定設備管理運営費のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【西日本】

(単位：百万円)

設備区分等						
	G C	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部	G C 以 下 の 伝 送 路	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部
固定回線の項目						
色線点通隔収容装置	-	-	-	13,677	13,677	-
同設置通隔収容装置	-	-	-	-	-	-
加入者交換機	-	-	-	-	-	-
主配線盤	1,358	1,358	-	1,904	1,904	-
加入者系半固定バス伝送装置	2,805	2,805	-	-	-	-
光ケーブル成端架	102	102	-	94	94	-
消防警報トランク	-	-	-	-	-	-
警察消防用回線集約装置	-	-	-	-	-	-
中継交換機	-	-	-	-	-	-
伝送装置	-	-	-	-	-	-
中間中継伝送装置	-	-	-	848	848	-
海底中間中継伝送装置	-	-	-	10	10	-
無線伝送装置	-	-	-	231	231	-
無線アンテナ	-	-	-	29	29	-
無線鉄塔	-	-	-	60	60	-
衛星通信設備	-	-	-	1,307	1,307	-
クロック供給装置	-	-	-	4	4	-
メタルケーブル	-	-	-	-	-	-
加入系光ケーブル	-	-	-	-	-	-
中継系光ケーブル	-	-	-	8,513	8,513	-
海底光ケーブル	-	-	-	1,326	1,326	-
加入系電柱	-	-	-	-	-	-
中継系電柱	-	-	-	687	687	-
加入系管路	-	-	-	-	-	-
中継系管路	-	-	-	19,764	19,764	-
加入系中口径管路	-	-	-	-	-	-
中継系中口径管路	-	-	-	66	66	-
加入系共同溝	-	-	-	-	-	-
中継系共同溝	-	-	-	32	32	-
加入系とう道	-	-	-	-	-	-
中継系とう道	-	-	-	151	151	-
電線共同溝	-	-	-	-	-	-
自治体管路	-	-	-	-	-	-
情報ボックス	-	-	-	-	-	-
総合デジタル通信局内回線終端装置	-	-	-	-	-	-
アナログ局内回線収容部	21,645	-	21,645	15,487	-	15,487
アナログ・デジタル回線共通部	13,263	13,263	-	8,630	8,630	-
加入者交換回線収容装置	-	-	-	-	-	-
中継交換回線収容装置	-	-	-	-	-	-
信号用中継交換機	-	-	-	-	-	-
専用回線管理運営費	-	-	-	-	-	-
合計	39,174	17,528	21,645	72,820	57,334	15,487

(参考5)

設備区分別の費用のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【西日本】

(単位：百万円)

設備区分等	G		C		アナログ局内回線収容部	
	右記以外	アナログ局内回線収容部	G以下 の伝送箱	右記以外	アナログ局内回線収容部	
費用の項目						
減 備 償 却 費	15,907	7,235	8,672	42,883	33,318	9,564
通 信 設 備 使 用 料	-	-	-	-	-	-
固 定 資 産 税	800	407	393	3,920	3,406	514
施 設 保 全 費	18,128	7,954	10,174	18,484	14,401	4,083
通 路 占 用 料	-	-	-	603	602	1
撤 去 費 用	244	123	121	1,551	1,392	159
試 験 研 究 費	1,150	515	635	2,211	1,742	470
接 続 関 連 事 務 費	1	1	1	8	7	1
管 理 共 通 費	2,943	1,293	1,650	3,160	2,465	695
合 計	39,174	17,528	21,645	72,820	57,334	15,487

設備区分別固定資産のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの内訳【西日本】

(単位:百万円)

設備区分等	G C	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部	G C 以 下 の 伝 送 路	右 記 以 外	ア ナ ロ グ 局 内 回 線 収 容 部
固定資産の項目						
き線点遠隔收容装置	-	-	-	30,494	30,494	-
局設置遠隔收容装置	-	-	-	-	-	-
加入者交換機	-	-	-	-	-	-
主配線盤	1,498	1,498	-	1,579	1,579	-
加入者系半固定バス伝送装置	3,862	3,862	-	-	-	-
光ケーブル成端架	44	44	-	55	55	-
消防警報トランク	-	-	-	-	-	-
警察消防用回線集約装置	-	-	-	-	-	-
中継交換機	-	-	-	-	-	-
伝送装置	-	-	-	-	-	-
中間中継伝送装置	-	-	-	1,475	1,475	-
海底中間中継伝送装置	-	-	-	43	43	-
無線伝送装置	-	-	-	510	510	-
無線アンテナ	-	-	-	153	153	-
無線鉄塔	-	-	-	304	304	-
衛星通信設備	-	-	-	3,783	3,783	-
クロック供給装置	-	-	-	8	8	-
メタルケーブル	-	-	-	-	-	-
加入系光ケーブル	-	-	-	-	-	-
中継系光ケーブル	-	-	-	8,898	8,898	-
海底光ケーブル	-	-	-	2,782	2,782	-
加入系電柱	-	-	-	-	-	-
中継系電柱	-	-	-	5,407	5,407	-
加入系管路	-	-	-	-	-	-
中継系管路	-	-	-	214,912	214,912	-
加入系中口径管路	-	-	-	-	-	-
中継系中口径管路	-	-	-	738	738	-
加入系共同溝	-	-	-	-	-	-
中継系共同溝	-	-	-	369	369	-
加入系とう道	-	-	-	-	-	-
中継系とう道	-	-	-	1,771	1,771	-
電線共同溝	-	-	-	-	-	-
総合デジタル通信局内回線終端装置	-	-	-	-	-	-
アナログ局内回線收容部	14,472	-	14,472	30,466	-	30,466
アナログ・デジタル回線共通部	8,878	8,878	-	16,959	16,959	-
加入者交換回線收容装置	-	-	-	-	-	-
中継交換回線收容装置	-	-	-	-	-	-
信号用中継交換機	-	-	-	-	-	-
局舎・共通設備計	52,645	25,621	27,024	51,512	34,949	16,563
合計	81,399	39,903	41,496	372,220	325,191	47,029





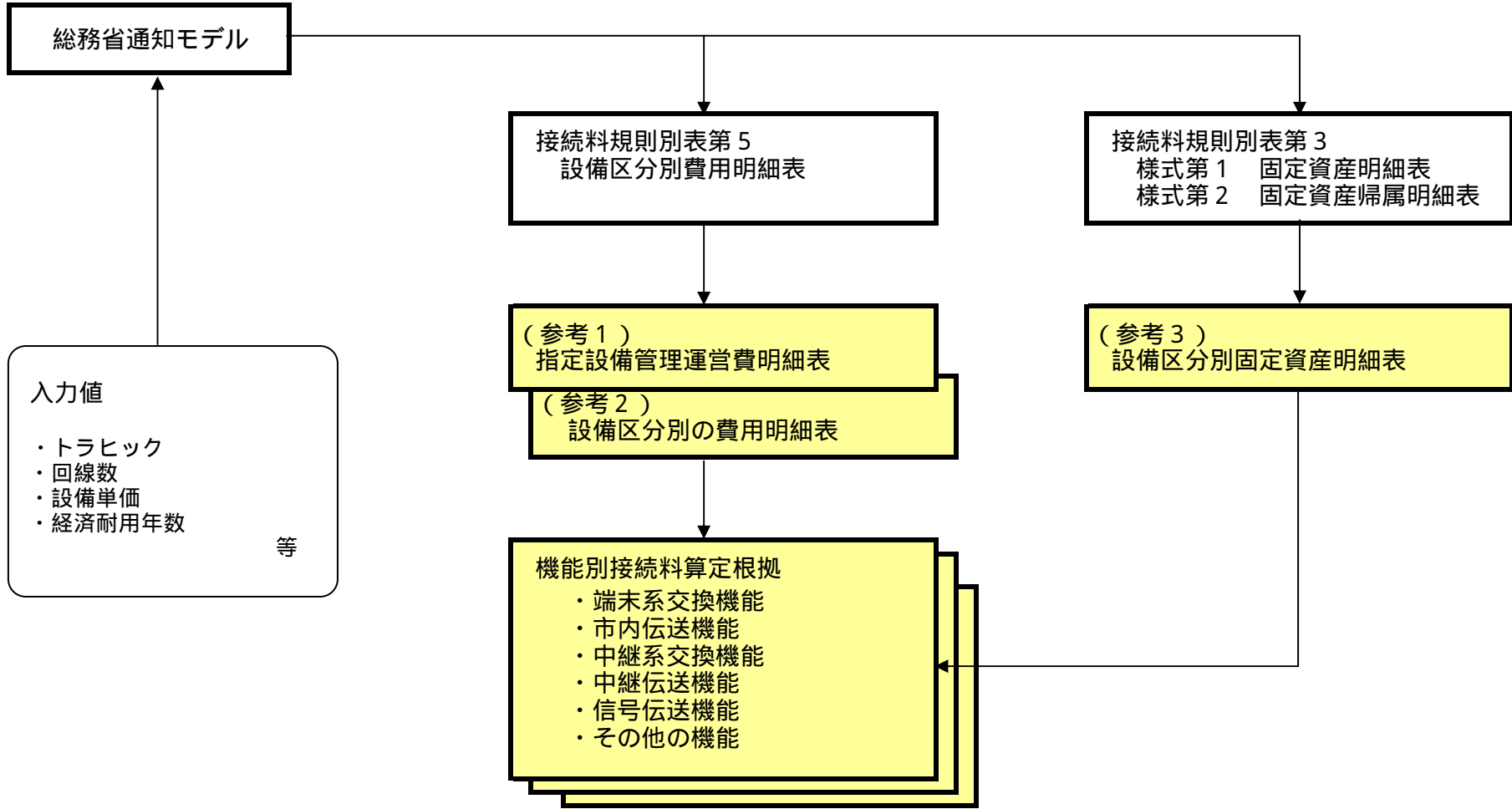




### 3 . 平成 2 0 年度網使用料の算定について

(東西合算した原価及び通信量等に基づく接続料)

.算定手順



原価の算定及び料金の設定

1. 結束系交換機

(1) 原価の算定

(単位：百万円)

	結束系交換機											備考
	GC					緊急通報			GC以下の伝送路			
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部		加入者交換回線収容共用部	右記以外		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	
指定設備管理運営費	448,533	232,865	230,926	133,810	79,257	4,920	12,938	1,740	215,868	72,392	143,476	(参考)より
他人資本費用	11,046	3,260	3,223	1,803	1,180	66	174	36	7,786	2,774	5,013	1-11-2×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	40,176	11,856	11,723	6,557	4,291	241	635	133	28,320	10,089	18,232	1-11-2×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	27,816	8,208	8,117	4,540	2,971	167	439	92	19,608	6,985	12,623	自己資本費用+ 有利子負債以外の負債の額×利率×期間 ×利益対応税率
合計	527,571	255,989	253,988	146,709	87,688	5,394	14,187	2,001	271,582	92,239	179,343	a + b
正味固定資産価値	1,649,394	477,826	472,379	263,759	173,405	9,686	25,529	5,448	1,171,558	417,676	753,882	(参考)より
投資寄	5,773	1,672	1,653	923	607	34	89	19	4,100	1,462	2,638	正味固定資産×投資寄比率
貯蓄品	15,834	4,587	4,535	2,532	1,685	93	245	52	11,247	4,010	7,237	正味固定資産×貯蓄品比率
運転資本	26,092	16,713	16,630	9,796	5,572	359	943	84	9,376	3,009	6,370	設備管理運営費+減価償却費+通信設備使用料+固定資産税 ×45.625日÷365日
リースリース	1,697,083	500,799	495,196	276,969	181,249	10,171	26,807	5,603	1,196,284	428,156	770,127	a + b
有利子負債以外の負債の額	189,525	50,105	49,466	27,667	18,105	1,016	2,678	560	119,469	42,570	76,900	1-11-2×他人資本比率×有利子負債以外の負債の額の合計に占める割合
減価償却費	220,305	84,285	83,270	53,216	32,363	1,856	5,145	1,015	126,020	41,965	84,055	
通信設備使用料	2,508	0	0	0	0	0	0	0	2,508	1,991	517	(参考)より
固定資産税	16,989	4,873	4,818	2,549	1,728	94	247	55	12,315	4,367	7,948	

(2) 料金の設定

A. 信号機コストの算定

ア. 信号機単位コスト

区分	コスト	備考
信号機単位コスト(円/秒)	0.916788	(2)の1)の1/2

イ. 1秒あたり信号数

区分	信号数	備考
1秒あたり信号数(信号)	5.45	平成16年度実績

ウ. 通信回数

区分	通信回数(千回)	備考
1. 結束系交換機能	90,860,837	料金設定に使用した千回より
2. 中継系交換機能	36,965,074	料金設定に使用した千回より
3. 計	127,815,911	a + b

エ. 機能毎の信号機コスト

(単位：百万円)

区分	コスト	備考
1. 結束系交換機能	3,910	A×イ×ウの1/2
2. 中継系交換機能	1,590	A×イ×ウの2/2
3. 計	5,500	a + b

8. 右記以外のGCコストの算定

	右記以外のGC					備考
	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報	
ア. 原価(百万円)	251,582	145,319	86,888	5,343	14,053	イ-ウ-エ
イ. コスト	253,888	146,709	87,688	5,394	14,187	(1)の1)の右記以外のGC
ウ. 付加機能控除額	1,524	880	526	32	85	(イ×付加機能控除率)(0.006)
エ. 回線工事費補正額	682	509	304	19	49	回線番号モデルによる算定値

C. 回線別コスト・時間別コストの算定

(単位：百万円)

	結束系交換機											信号機	合計	備考		
	GC					緊急通報			GC以下の伝送路							
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部		加入者交換回線収容共用部	右記以外		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの				右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの
1. 回線別コスト	57,210	57,210	57,210	57,210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,910	61,119	(イ)の1)×回線の1)	
2. 時間別コスト	467,955	196,373	194,373	88,109	86,868	5,343	14,053	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	66,997	0	467,955	(イ)の2)×回線の1)
3. 合計	525,165	253,583	251,582	145,319	86,868	5,343	14,053	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	66,997	3,910	529,075	(イ)の2)×Aの2)の1)のA、及び回線番号モデルによる算定値

別表

	回線別コスト・時間別コストの比率					GC以下の伝送路	信号機
	右記以外のGC	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報		
(a)	0.2274	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.7726	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

D. 料金の設定

-加入者交換機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	61,119	Cの1)の右記以外のGC+Cの1)の信号機より
2. 通信回数(千回)	90,860,837	料金設定に使用した千回より
3. 1回あたりコスト(円/秒)	0.67267	a + b
4. 料金(円/回)	0.67267	c×(1+ 料金設定に使用した賃料率)

-時間別コスト

区分	GC					緊急通報			GC以下の伝送路			合計	備考
	右記以外のGC		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの			加入者交換回線収容専用部		加入者交換回線収容共用部	右記以外		回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの		
1. 原価(百万円)	107,484	105,483	88,109	17,374	2,001	141,507	92,239	49,288	22,469	26,799	248,991	A+イ+ウ	
ア. コスト	176,978	174,977	88,109	86,868	2,001	271,582	92,239	179,343	112,347	66,997	448,560	Cの1)より	
ウ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(通信設備)	86,888	86,888	0	86,868	0	179,343	0	179,343	112,347	66,997	266,211		
エ. 回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(設備増設)	17,374	17,374	0	17,374	0	49,288	0	49,288	22,469	26,799	66,640	※精点通話収容装置から加入者交換機のうち、通話収容装置設置用から加入者交換機設置用間設置するもので、現に設置している通話収容装置設置用のものについては、イ×1/5、それ以外については、イ×1/3	
1. 通信時間(千時間)		3,080,694	3,080,694	3,080,694	3,080,694	3,342,634	3,342,634	3,342,634	3,342,634	3,342,634	3,342,634	...	
2. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0098915	0.0095111	0.0079446	0.005665	0.0018039	0.011759	0.0076652	0.0049842	0.0018672	0.0022270	0.021450	a + b	
3. 料金(円/回)	0.0098915	0.0095111	0.0079446	0.005665	0.0018039	0.011759	0.0076652	0.0049842	0.0018672	0.0022270	0.021450	c×(1+ 料金設定に使用した賃料率)	

-加入者交換機回線対応専用機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	5,343	Cの1)の加入者交換回線収容専用部より
2. 1.5M/1分	14,858	料金設定に使用した回線数より
3. 1.5M/1分あたりコスト(円/1.5M/分)(24回線/1日・月)	29,847	a + b ÷ 12ヶ月
4. 料金(円/1.5M/分)(24回線/1日・月)	29,847	c×(1+ 料金設定に使用した賃料率)

-加入者交換機回線対応共用機能

区分	料金等	備考
1. 原価(百万円)	14,053	Cの1)の加入者交換回線収容共用部より
2. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用した千回より
3. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0026266	a + b
4. 料金(円/秒)	0.0026266	c×(1+ 料金設定に使用した賃料率)

## 2.市内伝送機能

### A. 中継伝送コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金(円/秒)	0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより

### B. 中継交換コスト

	料金	備考
a. 回数比例料金(円/回)	0.22090	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
b. 時間比例料金(円/秒)	0.00082969	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより

### C. 中継交換機回線対応部共用機能コスト

	料金	備考
a. 時間比例料金(円/秒)	0.00032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより

### D. 料金の設定

#### ・回数比例分

	料金	備考
料金(円/回)	0.22090	Bのa

#### ・時間比例分

	料金	備考
料金(円/秒)	0.012360	Aのa×2 + Bのb + Cのa×2

### 3. 中継系交換機能

(1) 原価の算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備				備考
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部		
指定設備管理運営費	12,124	9,395	1,174	1,555	(参考2)より
他人資本費用	192	148	19	25	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	697	540	67	90	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	483	374	47	62	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	13,495	10,457	1,307	1,732	+ + +

正味固定資産価額	28,452	22,032	2,753	3,668	(参考3)より
投資等	100	77	10	13	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	273	212	26	35	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	617	478	60	79	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税))×45.625日÷365日
レートベース	29,442	22,799	2,848	3,795	+ + +
有利子負債以外の負債の額	2,941	2,277	285	379	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	6,938	5,377	672	890	
通信設備使用料	0	0	0	0	(参考2)より
固定資産税	249	193	24	32	

(2) 料金の設定

A. 回数比例コスト・時間比例コストの算定

(単位:百万円)

	中継系交換設備				信号網	合計	備考
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部				
a. 回数比例コスト	6,573	6,573	0	0	1,590	8,164	c×別表の(a)
b. 時間比例コスト	6,922	3,883	1,307	1,732	0	6,922	c×別表の(b)
c. 合計	13,495	10,457	1,307	1,732	1,590	15,085	(1)の、及び1の(2)のAのEのbより

別表

区分	回数比例コスト・時間比例コストの比率			
	中継系交換設備			信号網
	IC	中継交換回線 収容専用部	中継交換回線 収容共用部	
(a)	0.4871	0.0000	0.0000	1.0000
(b)	0.5129	1.0000	1.0000	0.0000
(c)	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

B. 料金の設定

・中継交換機能

・回数比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	8,164	Aのaの合計より
b. 通信回数(千回)	36,955,074	料金設定に使用したトビックより
c. 1回あたりコスト(円/回)	0.22090	a÷b
d. 料金(円/回)	0.22090	c×(1+ .料金設定に使用した貸倒率)

・時間比例分

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	3,883	AのbのICより
b. 通信時間(千時間)	1,300,125	料金設定に使用したトビックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00082969	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00082969	c×(1+ .料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部専用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,307	Aのcの中継交換回線収容専用部より
b. 1.5M/バス数	29,556	料金設定に使用した回線数より
c. 1.5M/バスあたりコスト(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	3,684	a÷b÷12ヶ月
d. 料金(円/1.5M/バス(24回線)ごと・月)	3,684	c×(1+ .料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換回線対応部共用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	1,732	Aのcの中継交換回線収容共用部より
b. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用したトビックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.00032369	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.00032369	c×(1+ .料金設定に使用した貸倒率)

#### 4. 中継伝送機能

・中継伝送共用機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

	端末系交換設備～ 中継系交換設備伝送路 (共用型)	備考
指定設備管理運営費	23,419	(参考2)より
他人資本費用	672	レートベース×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	2,446	レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
利益対応税	1,693	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	28,230	+ + +

正味固定資産価額	100,894	(参考3)より
投資等	353	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	969	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	1,086	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税))×45.625日÷365日
レートベース	103,301	+ + +
有利子負債以外の負債の額	10,319	レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	13,681	
通信設備使用料	0	(参考2)より
固定資産税	1,051	

(2) 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	29,112	ア + イ
ア. コスト	28,230	(1)のより
イ. 回線工事費補正額	882	総務省モデルによる算定値
b. 通信時間(千時間)	1,486,125	料金設定に使用したトラフィックより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0054415	a ÷ b
d. 料金(円/秒)	0.0054415	c × (1 + 料金設定に使用した算倒率)

・中継伝送専用機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備- 中継系交換設備伝 送路(専用型)	専用回線 管理運営費	MA内伝送路	MA間伝送路		接続装置	備考
				回線比例	回線距離比例		
指定設備管理運営費	4,291	9	1,697	177	174	2,234	(参考2)より
他人資本費用	124	0	73	3	10	38	レート×他人資本比率×他人資本利率
自己資本費用	450	0	264	12	35	139	レート×自己資本比率×自己資本利率
利益対応税	312	0	183	8	24	96	(自己資本費用+(有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
合計	5,177	9	2,217	200	243	2,507	+ + +

正味固定資産価額	18,612	0	10,955	487	1,460	5,710	(参考3)より
投資等	65	0	38	2	5	20	正味固定資産×投資等比率
貯蔵品	179	0	105	5	14	55	正味固定資産×貯蔵品比率
運転資本	169	1	68	7	7	86	(設備管理運営費-(減価償却費+通信設備使用料+固定資産税))×45.625日÷365日
レートベース	19,025	1	11,166	501	1,486	5,871	+ + +
有利子負債以外の負債の額	1,900	0	1,115	50	148	586	レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	2,745	0	1,042	117	100	1,485	
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	(参考2)より
固定資産税	192	0	113	5	15	59	

(2)料金の設定

・専用回線管理運営費

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	9	(1)の専用回線管理運営費のより
b.回線数(契約)	1,841	.料金設定に使用した回線数より
c.コスト(円/回線・月)	421	a÷b÷12ヶ月

・MA内伝送路

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	2,217	(1)のMA内伝送路のより
b.回線数(回線)	235,558	.料金設定に使用した回線数より
c.コスト(円/回線(64kb/s)・月)	784	a÷b÷12ヶ月

・MA間伝送路

(7)回線比例分

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	200	(1)のMA間伝送路・回線比例のより
b.回線数(回線)	87,642	.料金設定に使用した回線数より
c.コスト(円/回線(64kb/s)・月)	190	a÷b÷12ヶ月

(4)回線距離比例分

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	243	(1)のMA間伝送路・回線距離比例のより
b.回線距離(km)	3,220,397	.料金設定に使用した回線数より
c.コスト(円/km(64kb/s)・月)	6	a÷b÷12ヶ月

・接続装置

区分	コスト等	備考
a.原価(百万円)	2,507	(1)の接続装置のより
b.回線数(回線)	287,932	.料金設定に使用した回線数より
c.コスト(円/回線(64kb/s)・月)	726	a÷b÷12ヶ月

(3)契約回線区分別の単位当たり料金

区分	中継伝送専用機能 (MA内伝送路)	備考
a.24回線単位のもの(円/月)	18,825	(2)のMA内伝送路のc×24
b.672回線単位のもの(円/月)	212,570	(2)のMA内伝送路のc×271
c.2,016回線単位のもの(円/月)	637,711	(2)のMA内伝送路のc×813

区分	中継伝送専用機能(MA間伝送路)		備考
	回線比例	回線距離比例	
a.24回線単位のもの(円/月)	4,562	151	(2)のMA間伝送路のc×24
b.672回線単位のもの(円/月)	51,513	1,707	(2)のMA間伝送路のc×271
c.2,016回線単位のもの(円/月)	154,539	5,121	(2)のMA間伝送路のc×813

区分	接続装置	備考
a.24回線単位のもの(円/月)	17,416	(2)の接続装置のc×24
b.672回線単位のもの(円/月)	196,655	(2)の接続装置のc×271
c.2,016回線単位のもの(円/月)	589,965	(2)の接続装置のc×813

(4)料金の設定

・24回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	17,837	(3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	17,837	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	17,416	(3)のaの
料金(円/月)	17,416	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 24回線まで

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	36,663	(3)のaの + (3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	36,663	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	36,241	(3)のaの + (3)のaの
料金(円/月)	36,241	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(9) (7)(f)以外

a. 24回線まで(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	41,981	(3)のaの + (3)のaの + (3)のaの × 5km + (3)のaの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	41,981	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 24回線を超える24回線ごと(10kmまで)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	41,559	(3)のaの + (3)のaの + (3)のaの × 5km + (3)のaの
料金(円/月)	41,559	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(9)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	1,512	(3)のaの × 10km
料金(円/月)	1,512	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) 相互接続点が市外ロードビルと異なる場合(24回線ごと)

区分	料金等	備考
24回線あたりコスト(円/月)	18,825	(3)のaの
料金(円/月)	18,825	24回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

・672回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	197,076	(3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	197,076	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	196,655	(3)のbの
料金(円/月)	196,655	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	409,647	(3)のbの + (3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	409,647	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	409,225	(3)のbの + (3)のbの
料金(円/月)	409,225	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(9) (7)(f)以外

a. 672回線ごと

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	469,695	(3)のbの + (3)のbの + (3)のbの × 5km + (3)のbの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	469,695	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

b. 672回線相当加算額

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	469,273	(3)のbの + (3)のbの + (3)のbの × 5km + (3)のbの
料金(円/月)	469,273	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(9)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	17,070	(3)のbの × 10km
料金(円/月)	17,070	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

(f) 相互接続点が市外ロードビルと異なる場合(672回線ごと)

区分	料金等	備考
672回線あたりコスト(円/月)	212,570	(3)のbの
料金(円/月)	212,570	672回線あたりコスト × (1 + .料金設定に使用した貸倒率)



・2,016回線単位のもの

基本料

(7) 同一通信建物内に終始する場合

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	590,386	(3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	590,386	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	589,965	(3)のcの
料金(円/月)	589,965	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) (7)以外で、加入者交換機と市外中継交換機が同一の単位料金区域に終始する場合

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,228,097	(3)のcの + (3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	1,228,097	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,227,676	(3)のcの + (3)のcの
料金(円/月)	1,227,676	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) (7)(7)以外

a. 2,016回線ごと

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,408,241	(3)のcの + (3)のcの + (3)のcの × 5km + (3)のcの + (2)の専用回線管理運営費のc
料金(円/月)	1,408,241	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

b. 2,016回線相当加算額

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	1,407,820	(3)のcの + (3)のcの + (3)のcの × 5km + (3)のcの
料金(円/月)	1,407,820	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

加算料

(7) の(7)において、10kmを超える場合(10kmを超える10kmごと2,016回線ごと)

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	51,210	(3)のcの × 10km
料金(円/月)	51,210	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

(7) 相互接続点が市外ノードビルと異なる場合(2,016回線ごと)

区分	料金等	備考
2,016回線あたりコスト(円/月)	637,711	(3)のcの
料金(円/月)	637,711	2,016回線あたりコスト × (1 + 料金設定に使用した貸倒率)

・中継交換機接続用伝送装置利用機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

	端末系交換設備 - 中継系交換設備伝送路 (中継交換機接続 伝送専用装置)	備考
指定設備管理運営費	534	(参考2)より
他人資本費用	10	レート・ス × 他人資本比率 × 他人資本利率
自己資本費用	36	レート・ス × 自己資本比率 × 自己資本利率
利益対応税	25	( 自己資本費用 + ( 有利子負債以外の負債の額 × 利子相当率 ) ) × 利益対応税率
合計	605	+ + +

正味固定資産価額	1,466	(参考3)より
投資等	5	正味固定資産 × 投資等比率
貯蔵品	14	正味固定資産 × 貯蔵品比率
運転資本	21	( 設備管理運営費 - ( 減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税 ) ) × 45.625日 ÷ 365日
レートベース	1,505	+ + +
有利子負債以外の負債の額	150	レート・ス × 他人資本比率 × 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	354	
通信設備使用料	0	(参考2)より
固定資産税	15	

(2)料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	605	(1)の より
b. 50Mバス数	1,681	. 料金設定に使用した回線数より
c. 50Mバスあたりコスト(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	29,969	a ÷ b ÷ 12ヶ月
d. 料金(円/50Mバス(672回線)ごと・月)	29,969	c × (1 + . 料金設定に使用した貸倒率)

## 5.信号伝送機能

### (1)原価の算定

(単位:百万円)

	信号網設備	備考
指定設備管理運営費	5,295	(参考2)より
他人資本費用	29	レート $\times$ 他人資本比率 $\times$ 他人資本利率
自己資本費用	104	レート $\times$ 自己資本比率 $\times$ 自己資本利益率
利益対応税	72	(自己資本費用 + (有利子負債以外の負債の額 $\times$ 利子相当率)) $\times$ 利益対応税率
合計	5,500	+ + +

正味固定資産価額	4,245	(参考3)より
投資等	15	正味固定資産 $\times$ 投資等比率
貯蔵品	41	正味固定資産 $\times$ 貯蔵品比率
運転資本	101	(設備管理運営費 - (減価償却費 + 通信設備使用料 + 固定資産税)) $\times$ 45.625日 $\div$ 365日
レートベース	4,402	+ + +
有利子負債以外の負債の額	440	レート $\times$ 他人資本比率 $\times$ 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
減価償却費	1,042	
通信設備使用料	3,407	(参考2)より
固定資産税	39	

### (2)料金の設定

#### ・共通線信号網利用機能

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	5,500	(1)のより
b. 総信号数(億信号/年)	3,483	.料金設定に使用したトラフィックより
c. 1信号あたりコスト(円/信号)	0.015790	a $\div$ b
d. 料金(円/信号)	0.015790	c $\times$ (1 + .料金設定に使用した貸倒率)

6.その他の機能

(1)市内通信機能

A.自ユニット内コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
	g.時間比例料金(円/秒) 0.033210	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分のG Cのd + G C以下の伝送路のd x 2より

B.自ビル内自ユニット外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
自ビル内	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
自ユニット外コスト	c.回数比例料金(円/回) 1.34534	a x 2
	d.時間比例料金(円/秒) 0.042900	b x 2

C.自ビル外コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
市内伝送コスト	d.回数比例料金(円/回) 0.22090	2のDの回数比例より
自ビル外コスト	e.時間比例料金(円/秒) 0.012360	2のDの時間比例より
	f.回数比例料金(円/回) 1.56624	a x 2 + d
	g.時間比例料金(円/秒) 0.0605132	b x 2 + c x 2 + e

D.自ビル内外比率

A.通信回数

区分	通信回数 (千回)	比率	備考
a.自ユニット内	261,940	0.70792420	料金設定に使用したfより
b.自ビル内自ユニット外	103,820	0.0969128	
c.自ビル外	3,025,119	0.28238451	
d.計	10,712,766	1.00000000	

E.通信時間

区分	通信時間 (千時間)	比率	備考
a.自ユニット内	261,940	0.71421582	料金設定に使用したfより
b.自ビル内自ユニット外	3,580	0.00976254	
c.自ビル外	101,231	0.2762164	
d.計	366,752	1.00000000	

F.料金の設定

区分	料金	備考
回数比例分	0.93152	Aのa x DのAのaの比率 + Bのc x DのAのbの比率 + Cのd x DのAのcの比率
料金(円/回)	0.93152	
時間比例分	0.040841	Aのb x DのEのaの比率 + Bのd x DのEのbの比率 + Cのe x DのEのcの比率
料金(円/秒)	0.040841	

(2)ルーティング通信機能

A.市内通信コスト

区分	料金	備考
市内通信コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.93152	1のEの回数比例より
	g.時間比例料金(円/秒) 0.040841	1のEの時間比例より

B.ZA内市外通信コスト

区分	料金	備考
加入者交換コスト	b.回数比例料金(円/回) 0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより
加入者交換機回線対応部共用機能コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.021450	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
中継交換コスト	d.回数比例料金(円/回) 0.22090	3の(2)のBの中継交換機能の回数比例分のdより
中継交換機回線対応部共用機能コスト	e.時間比例料金(円/秒) 0.00082969	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
市内伝送コスト	f.時間比例料金(円/秒) 0.0032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
中継伝送コスト	g.時間比例料金(円/秒) 0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
ZA内市外コスト	h.回数比例料金(円/回) 1.56624	a x 2 + d
	i.時間比例料金(円/秒) 0.06051327	b x 2 + c x 2 + e + f + g + h + i

C.市内・ZA内市外比率

A.通信回数

区分	通信回数 (千回)	比率	備考
a.市内	83,581	0.64355621	平成18年度実績
b.ZA内市外	35,215	0.35644379	
c.計	98,796	1.00000000	

E.通信時間

区分	通信時間 (千時間)	比率	備考
a.市内	2,009	0.65972551	平成18年度実績
b.ZA内市外	1,036	0.34027449	
c.計	3,045	1.00000000	

F.料金の設定

区分	料金	備考
回数比例分	1.1578	Aのa x CのAのaの比率 + Bのh x CのAのbの比率
料金(円/回)	1.1578	
時間比例分	0.047535	Aのb x CのEのaの比率 + Bのi x CのEのbの比率
料金(円/秒)	0.047535	

(3)ルーティング指示に係る確保留機能

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a.加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより
b.加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	1の(2)のDの加入者交換機回線対応部共用機能のdより
c.中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	4の中継伝送共用機能の(2)のdより
d.中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	3の(2)のBの中継交換機能の時間比例分のdより
e.中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	3の(2)のBの中継交換機回線対応部共用機能のdより
f.合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B.料金の設定

区分	料金等	備考
a.1秒あたりのコスト(円/秒)	0.030671	Aのfより
b.1秒あたりの確保留時間(秒/呼)	0.45	-
c.料金(円/呼)	0.013802	a x b

(4)音声ガイダンス送受信接続通信機能

A.1秒あたりの場合

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a.加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b.加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c.中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d.中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e.中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
f.合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B.単金

区分	単金	備考
a.GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.021450	Aのaより
b.ZC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.03067148	Aのfより

C.料金の設定

区分	料金等	備考
a.GC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.015450	BのaにGC接続率を加味
b.ZC接続による音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.0085796	BのbにZC接続率を加味
c.合計(円/秒)	0.024029	a + b

イ 特定中継事業者の伝送路設備を利用する場合

A.1秒あたりのコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B. 単金

区分	単金	備考
a. 2A内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.03067148	Aのfより
b. 他2A設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.033608	Aのa, b, c, d, eにG通信比率等を加味

C. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 2A内設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.022310	Bのaに2A内接続率を加味
b. 他2A設置の音声ガイダンス装置への接続(円/秒)	0.0091818	Bのbに他2A接続率を加味
合計(円/秒)	0.031472	a + b

(5)課金秒数送付機能

区分	料金等	備考
a. 信号網使用料(円/信号)	0.015790	5の(2)のdより
b. 信号数(信号)	2	往復信号分
c. 料金(円/回)	0.031580	a × b

(6)リダイレクション網使用機能

ア 当社の中継交換機で接続し社内の加入者交換機を利用して電気通信事業者の通信経路を設定するためにリダイレクションを行う機能

A.1秒あたりコスト

区分	料金	備考
a. 加入者交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.021450	(3)のAのaより
b. 加入者交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0026266	(3)のAのbより
c. 中継伝送コスト(時間比例料金(円/秒))	0.0054415	(3)のAのcより
d. 中継交換コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00082969	(3)のAのdより
e. 中継交換機回線対応部共用機能コスト(時間比例料金(円/秒))	0.00032369	(3)のAのeより
合計	0.03067148	a + b + c + d + e

B. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.03067148	Aのfより
b. 1秒あたりの網係前時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.035088	a × b

イ 特定中継事業者の中継交換機に接続し社内の加入者交換機を利用して電気通信事業者の通信経路を設定するためにリダイレクションを行う機能

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. 1秒あたりのコスト(円/秒)	0.021450	Aのaより
b. 1秒あたりの網係前時間(秒/回)	1.144	接続処理時間
c. 料金(円/回)	0.024539	a × b

(7)PHS制御信号機能

・PHS端末発信コスト

・コストの算定

A. 回数比例コスト

区分	回数比例料金(円/回)	備考
加入電話	0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより

B. 時間比例コスト

区分	時間比例料金(円/秒)	備考
加入電話	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより

C. 信号網コスト

区分	(a)料金(円/信号)	(b)信号数(信号)	(c)=(a)×(b)(円/回)	備考
信号網料金	0.015790	14	0.22106	5の(2)のdより

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 回数比例料金(円/回)	0.67267	Aより
b. 時間比例料金(円/秒)	0.021450	Bより
c. 信号網料金(円/回)	0.22106	Cの(c)より
d. 平均利用回数(回/月)	0.76160	-
e. 平均保留秒数(秒)	30.091	-
合計(円/月・契約)	1.1722	(a + c) × d + b × d × e

・固定電話発信コスト

A. 回数比例コスト

区分	回数比例料金(円/回)	備考
加入電話	0.67267	1の(2)のDの加入者交換機能の回数比例分のdより

B. 時間比例コスト

区分	時間比例料金(円/秒)	備考
加入電話	0.021450	1の(2)のDの加入者交換機能の時間比例分の合計のdより

C. 信号網コスト

区分	(a)料金(円/信号)	(b)信号数(信号)	(c)=(a)×(b)(円/回)	備考
信号網料金	0.015790	16	0.25264	5の(2)のdより

D. 合計

区分	料金等	備考
a. 回数比例料金(円/回)	0.67267	Aより
b. 時間比例料金(円/秒)	0.021450	Bより
c. 信号網料金(円/回)	0.25264	Cの(c)より
d. 平均利用回数(回/月)	0.33790	-
e. 平均保留秒数(秒)	25.401	-
合計(円/月・契約)	0.49677	(a + c) × d + b × d × e

料金の設定

A. 料金の設定

区分	料金等	備考
a. PHS端末発信(円/月・契約)	1.1722	Dのdより
b. 固定電話発信(円/月・契約)	0.49677	Dのdより
c. 料金(円/月・契約)	1.6690	a + b

## 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

### (1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	H18年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	5,063,844 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ( )	17,666 (B)
投資等比率 ( B ÷ A )	0.0035 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

### (2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

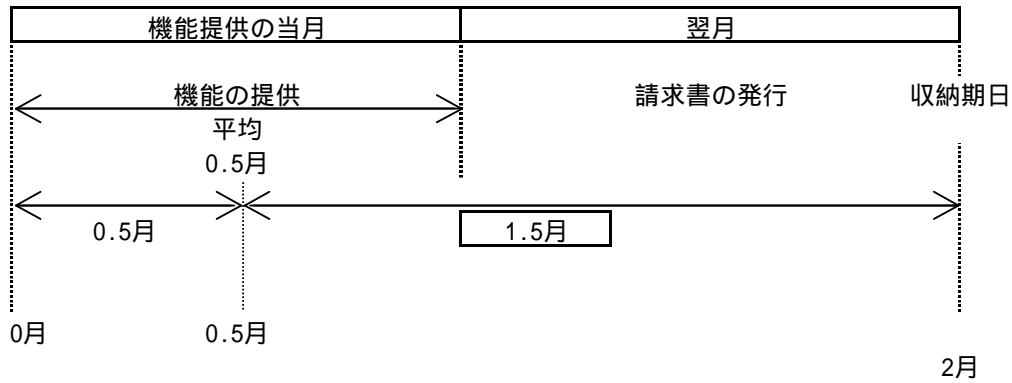
区分	H18年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	6,036,874 (A)
貯蔵品 ( )	57,766 (B)
貯蔵品比率 ( B ÷ A )	0.0096 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{(1) \text{ より}} \div 12 \text{ ヲ月} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H 1 8) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産 6,036,874	有利子負債 2,257,965 (0.285)	圧縮後の資本構成比 →	H 1 8 稼働 電気通信事業固定資産 6,036,874	↑ 負債		
	その他の負債 1,008,651 (0.127)					
	退職給付引当金 1,131,210 (0.143)					
流動資産等 1,876,820	自己資本 3,515,867 (0.444)	流動資産の 圧縮 1,498,534	貯蔵品(月平均) 57,766	退職給付引当金 641,327 (0.100)	↓ 資本	
		378,286	投資等 21,097	自己資本 3,515,867 (0.548)		
計 7,913,694		流動資産の理論値と 実績の差 378,286 - 1,876,820 = 1,498,534	計 6,415,160	計 6,415,160		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(2,257,965 + 641,327)}{\text{負債}} \div \frac{6,415,160}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.452}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{2,257,965}{\text{有利子負債}} \div \frac{(2,257,965 + 641,327)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.779}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.779}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.221}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.452}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.548}$$



他人資本利率の算定

(1)有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成18年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 1.45%

(単位：%)

年度	18
区分	
他人資本利率	1.45

(注)借入金の平均利率である。

(2)有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 1.39%

(単位：%)

年度	14	15	16	17	18	平均
区分						
他人資本利率	1.13	1.11	1.52	1.40	1.79	1.39

(注)国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3)他人資本利率

他人資本利率 =  $1.45\% \times 0.779 + 1.39\% \times 0.221$  = 1.44%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

1. C A P M的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	16	17	18	3年平均	
主要企業の自己資本利益率(注1)	5.39	7.08	5.97	-	
値の適用				-	
リスクフリーレート(注2)	1.52	1.40	1.79	-	
-	3.87	5.68	4.18	-	
選択される自己資本利益率	= 0.6 (注3)	3.84	4.81	4.30	4.32

(注1) 主要企業の自己資本利益率は「日経経営指標」より。但し、平成18年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債(利付・10年物)の利回りを使用した。

(注3) 値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	14	15	16	17	18	
主要企業の自己資本利益率	2.61	4.83	5.39	7.08	5.97	5.18

(注) 「日経経営指標」より。ただし平成18年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のC A P M的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 4.32%

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を  $y$ 、税額を  $x_n$  とする。

事業税実効税率

事業税額を  $x_1$  とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.072 \qquad x_1 = \frac{0.072}{1+0.072} \times y = \underline{0.0672y}$$

法人税実効税率

法人税額を  $x_2$  とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0672y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2798y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を  $x_3$  とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2798y \times 0.05 = \underline{0.0140y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を  $x_4$  とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2798y \times 0.123 = \underline{0.0344y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を  $x$  とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.3954y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を  $z$ 、税引前利益を  $y$ 、税額を  $x$  とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 $y$
利益対応税 $x = 0.3954y$
税引後利益 $z = (1-0.3954)y$

## 料金設定に使用したトラヒック

機能別トラヒックは、A.平成19年度下期+平成20年度上期のサービス別予測トラヒックにB.機能毎の経由回数を乗じて算定した。

### 機能別トラヒック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
端末系交換機能(GC)	90,860,837	3,080,694
端末系交換機能(GC以下の伝送路)	-	3,342,634
端末系交換機能(加入者交換回線収容共用部)	-	1,486,125
中継系交換機能(IC)	36,955,074	1,300,125
中継系交換機能(中継交換回線収容共用部)	-	1,486,125
中継伝送機能	-	1,486,125

区分	総信号数 (億信号)	備考
信号伝送機能	3,483	平成19年度下期+平成20年度上期予測

### A.平成19年度下期+平成20年度上期のサービス別予測トラヒック

区分	通信回数 (千回)	通信時間 (千時間)
自ユニット内	7,583,826	261,940
自ビル内自ユニット外	103,820	3,580
MA内自ビル外	3,025,119	101,231
MA間ZA内	4,826,249	169,537
GC接続	40,676,052	1,325,468
ZC接続	31,516,830	1,114,126

### B.機能毎の経由回数

区分	端末系交換機能 (GC)	端末系交換機能 (GC以下の伝送路)	端末系交換機能 (加入者交換回線収容共用部)	中継系交換機能 (IC)	中継系交換機能 (中継交換回線収容共用部)	中継伝送機能
自ユニット内	1	2				
自ビル内自ユニット外	2	2				
MA内自ビル外	2	2	2	1	2	2
MA間ZA内	1	1	1	0.5	1	1
GC接続	1	1				
ZC接続	1	1	1	1	1	1

## ・料金設定に使用した回線数

・加入者交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数( )
加入者交換機接続1.5Mパス数 総務省モデルより	14,868

・中継交換機回線対応部専用機能算定に使用した予測パス数

区分	1.5Mパス数( )
中継交換機接続1.5Mパス数 総務省モデルより	29,556

・中継交換機接続用伝送装置利用機能算定に使用した予測パス数

区分	50Mパス数( )
中継交換機接続用伝送装置収容50Mパス数 総務省モデルより	1,681

・中継伝送専用機能算定に使用した機能別予測回線数

機能別回線数は、平成19年度末の接続形態別予測契約回線数に機能ごとの速度換算係数を乗じて算定した。

区分	回線数 (回線)	回線距離 (km)
中継伝送専用機能(MA内伝送路)	235,558	---
中継伝送専用機能(MA間伝送路)	87,642	3,220,397
接続装置	287,932	---
専用回線管理運営費対応回線数(契約回線数)	1,841	---

・料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
接続料の貸倒額	0	H18年度実績 (実際費用方式に基づく平成20年度接続料に関する網使用料算定根拠(平成20年1月9日認可申請)の参考1.設備区分別の費用明細表より)
接続料	640,460	H18年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	÷



(参考2)

設備区分別の費用明細表【東西合計】  
 (総務省通知モデルの出力結果をもとに作成)

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	端末系伝送路					中継系交換設備										信号網設備										合計						
	加入者回線	加入者回線	主配線盤	総合デジタル通信局内回線終端装置	端末系交換設備	G C	右記以外のG C	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	加入者交換回線収容専用部	加入者交換回線収容共用部	緊急通報設備	G C以下の伝送路	右記以外	回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	端末系交換設備、中継系交換設備伝送路	共用型	中継交換機接続伝送専用装置	専用型	M A内伝送路	M A間伝送路・回線比例	M A内伝送路・回線距離比例	接続装置	回線管理運営費	中継系交換設備		I C	中継交換回線収容専用部	中継交換回線収容共用部	信号網設備		
減価償却費	245,033	235,789	233,114	2,675	9,245	220,305	94,285	93,270	53,216	32,953	1,956	5,145	1,015	126,020	41,965	84,055	16,780	13,681	354	2,745	1,042	117	100	1,485	-	6,938	5,377	672	890	1,042	490,099	
通信設備使用料	-	-	-	-	-	2,505	-	-	-	-	-	-	-	2,505	1,991	513	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,407	5,912
固定資産税	34,896	34,438	33,942	496	458	16,989	4,673	4,618	2,549	1,728	94	247	55	12,315	4,367	7,949	1,259	1,051	15	192	113	5	15	59	-	249	193	24	32	39	53,432	
施設保全費	238,609	230,426	228,165	2,261	8,183	160,556	107,980	107,464	63,135	35,901	2,322	6,105	516	52,577	16,559	36,018	7,339	6,262	123	954	361	40	37	516	-	3,836	2,973	371	492	524	410,864	
道路占用料	15,620	15,620	15,620	-	0	2,044	-	-	-	-	-	-	-	2,044	770	1,274	161	135	-	26	23	-	4	-	-	-	-	-	-	-	17,824	
撤去費用	16,470	16,334	16,234	100	136	6,151	1,365	1,351	746	506	27	72	14	4,786	1,659	3,127	586	514	4	68	44	1	6	16	-	94	73	9	12	12	23,313	
試験研究費	20,134	19,543	19,361	181	591	13,396	6,830	6,778	3,923	2,331	144	379	52	6,566	2,207	4,359	857	710	16	131	52	5	5	68	-	365	282	35	47	165	34,916	
接続関連事務費	57	57	56	0	1	30	6	6	3	2	0	0	0	24	8	16	12	2	0	10	0	0	0	9	0	0	0	0	0	99		
管理共通費	39,505	38,166	37,793	373	1,339	26,558	17,526	17,440	10,237	5,836	377	990	87	9,032	2,866	6,166	1,251	1,065	21	166	63	7	6	89	-	641	497	62	82	105	68,061	
合計	610,324	590,372	584,286	6,086	19,952	448,533	232,665	230,926	133,810	79,257	4,920	12,938	1,740	215,868	72,392	143,476	28,245	23,419	534	4,291	1,697	177	174	2,234	9	12,124	9,395	1,174	1,555	5,295	1,104,520	





## 平成20年度工事費算定根拠

## ・工事費

### ・加入者交換機等接続回線設置等工事費

ア イ以外の場合

#### A. 原価の算定

区分	コスト	備考
回線工事原価(百万円)	1,731	総務省モデルより

#### B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 原価(百万円)	1,731	Aより
b. 工事バス数(50M/バス)	7,867	平成18年度実績
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	220,090	a ÷ b

イ 第23条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第1項又は第4項に係る申込みにより工事を行う場合

#### A. 割増率の設定

区分	比率等	備考
a. 定期申込工事平均稼働(分)	3,329	
b. 随時申込工事平均稼働(分)	5,862	
c. 割増率	1.76	b ÷ a

#### B. 工事費の設定

区分	金額等	備考
a. 加入者交換機等接続回線設置等工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	220,090	AのBのcより
b. 割増率	1.76	Aのcより
c. 工事費(円/50M/バス(672回線)ごと)	387,358	a × b